

小・中・高等学校における住生活・住宅および 居住地環境教育に関する基礎的研究（その2）

八木沢壯一 田中恒子
延藤安弘 岸本幸臣
山崎古都子 中野迪代
吉村 彰 曲田清維

目次

はじめに

第1章 カリキュラム構想の位置づけ

- 1-1 カリキュラムの考え方
- 1-2 現行カリキュラムとの関連
- 1-3 実現へのアプローチ

第2章 住まい方・住居の水準・住居の管理・地域環境・空間の形態の5領域カリキュラム案

- 2-1 住まい方
色々な住宅様式／相隣関係／住生活の中の
プライバシー／起居様式と住まい／起居
様式と住まい／集住の歴史的必然性と生活
のルール／家庭像と間取り
- 2-2 住居の水準
住みやすさ／安全性／住宅事情／住宅政策
- 2-3 住居の管理
身のまわりの整理／建物の維持管理／住居
の管理と住居費負担
- 2-4 地域環境
町の生い立ちと通学路の成り立ち／環境の
点検／居住地管理と町づくり計画
- 2-5 空間の形態
身近な空間の寸法／生活行為に適した部屋
の大きさ・住まいに生かされている材料と
色彩／家族に適した住まいの広さと間取り
・空間の雰囲気

第3章 発達段階別にみたカリキュラム

- 3-1 子どもの認識と学習の順次性
- 3-2 小学校段階における住環境教育カリキュラム
- 3-3 中学校段階における住環境教育カリキュラム
- 3-4 高等学校段階における住環境教育カリキュラム
- 3-5 まとめ

第4章 各単元の具体的提案（報告書参照）

むすび

はじめに ..

この報告は「小・中・高等学校における住生活・住宅

および居住地環境教育に関する基礎的研究（その1）」
に続くもので、カリキュラムの基本構想とその展開につい
ての提案を中心にとりまとめたものである。

住生活・住宅及びそれを取りまく環境を考察し、論議
し、実現していくことは、80年代に課せられた大きな
課題の一つである。それを達成する方法の基礎として、
全ての人達が、適確な知識と秀れた見識をもち現実の問
題にねばり強く対処していくことが不可欠であろう。そ
のため、次の世代をになう人びとに適切な教育が大きな
効果をもたらすことになることは明白であろう。

この視座に立って我々は、前年度の研究で主に住及び
住環境教育の実態と問題点の抽出を行ってきた、まず、
現行の公教育に於て実施されている教育の内容を分析し
た。現在家庭科教育の中にみられる内容を、教科書や学
習指導要領をたどり、小中高等学校での取扱いにスポッ
トをあて、そこに於ける偏在性と限界を指摘した。具
体的な学習にどう展開されているかを見るため、市販の
学習指導書や教具を分析した。さらに家庭科教育に関連
深いマスコミ等の実状についても言及した。

次いで現在の住教育を実際に担っている教員に焦点を
あて、その実情と問題点を明かにした。これらの教員の
教育現場での様子、再教育のための講習会等の活動、教
師自身の住居領域での授業研究、さらに家庭科教員の養
成についてもふれ、いかに住関係教育が教師側からも充
分な位置づけが得られていないかを指摘した。

一方、住教育の必要性に関する提案や、現場での先進的
な取組みなどの実践例の集収を積極的に行った。各団体
の住教育者に関する構想案や実践報告例を分析し、育む
べき芽に充分に光をあて、教育現場に於ける秀れた成
果の継承につとめた。

さらに視野を海外にも向け、米国におけるGEE（住宅
環境教育グループ）や英国の環境教育等、社会制度等の
諸条件や風土の相異をも含め、動向の分析につとめ、そ
の方向について検討をすゝめた。

以上の4点について現状の再認識、問題の抽出を進め、
今後の進むべき方向をとりまとめるところまでに止まっ
ていた。

この成果を受け、本年度はカリキュラム構想を構築する
ことを主目標とし、その内容が具体性と系統性のあるも

のにするため、立案し、検討し、討論し、修正する過程をつづけた。これに機会あるたびに研究グループ外からの批判を吸収するために、あえて外部にも、この経過と提案を公表してきた。

住生活及び住環境教育の骨組みは、本来学校教育の中で限定すべきではなく、幼児教育から社会教育まで、いわば生涯を通しての教育テーマにあることを確認した上で、ここでは公教育の中で、すなわち、小・中・高の学校教育で行うべき内容と方法を構築することにした。しかし、現行の家庭科教育内での住関係部分の改善案を作る立場ではなく、小学校段階、中学校段階、高等学校段階でのそれぞれの児童生徒の発達段階に対応したカリキュラムとして構成した。その結果、現行の教科の枠とは必ずしも一致するとは限らない。当然のことではあるが教育を実施するには時間的な要素が大きく左右し、教育内容については、実現可能な配慮を充分に行い、教科の精選に努めたつもりである。

住教育の内容から5本の柱を立ててみた。「住まい方」「住居の水準」「住居の管理」「地域環境」「空間の形態」である。「住まい方」では住まいには種々な様式が存在し、周囲と調和のある住まい方が求められること、個人の生活とプライバシーや家族としてのあり方が確立でき、集団として住みながら正しい住要求が出せることが学習の到達目標となる。「住居の水準」では、健康面、衛生面、使いやすさ、安全性が認識でき、それらを満足する住宅を確保するための事情や仕組が理解し、達成させるような力をもつことがねらいとなる。「住居の管理」は住まい手が各自とも責任をもって住居環境を管理する能力を養うことが求められる。そのためには身の廻りの整理整頓から建物の管理や寿命・改修改善などの性能を維持する方法を学び、それらの費用と家計との関連も理解することが必要である。「地域環境」では、人類が集団で住居することから、住環境を点検し、管理し、各自の住む町を歴史的に把握し、将来の計画に積極的に参画する力を養うことも重要であるとした。「空間の形態」では、住環境は必ず物や空間で具現される性質をもち、そこには寸法から、機能性・テクスチャー・空間に対する心理的な評価がつきまとう、これらの審美的要素まで含むことで総合的な住空間の良否が問題とされることへの配慮を重視した。

児童・生徒の発達段階別の到達目標を明確にすべきであると考えてきた。大まかには、小学校では具体的事象を感覚的・具象的に把握しておくこと、中学校段階では自我の目ざめと共に自己の要求が正当に抽出できる段階であるとした。高等学校では、社会性を重視し、現実の世の中での仕組みとそれを実現させるための努力のし方を涵養することに力点を置いてきた。しかも、5本の柱についてそれぞれの系統性をもたせて学習できるように配慮す

ることも必要となろう。

この研究の成果としてのカリキュラムの内容がより具体的に理解されるために、各單元ごとの具体的な提案例を付してある。形式は教科書風であったり、授業計画書風、教材研究資料風等いろいろであろう。

先にふれたように、本研究の構想案の一部は、家庭教育連盟の研究集会で現場の家庭科の先生に対して、又住宅建設関係者の団体が発行する雑誌「住宅」の住教育特集への参加や日本家政学会の住居学研究集会のシンボルなどで発表し貴重な意見をいただけて来た。

この研究は一応本年度で取りまとめとなるが、住教育については課題が終わったのではなく、ようやく緒に着いたところである。種々の形でさらに研究が進められ実施への方向が見だせることを期待しておきたい。

第1章 カリキュラム構想の位置づけ

1-1 カリキュラムの考え方

住宅・住環境に関する教育は、住生活を営む全ての入達を対象にして実施されなければならないし、又、全ての国民は、住宅・住環境について正しい教育を受ける権利があると考えられる。この事の背景には、都市化・工業化の進む今日の社会においては、住宅にしろ、住環境にしろ、その与えられた材や空間を有効に使い、豊かな住生活を創造していくことや、又、空間や材に働きかけ好ましい住宅や住環境を創っていくことは、一個人の経験や知識だけでは実現できなくなってきている現実がある。住宅や住環境についての科学的教育的知識や技術の教授が、社会的な制度として国民の前に正しく保障されないかぎり、今日の状況は、国民をますます、住宅・住環境に対して受身的な存在に変えてしまうことになりかねない。

ところで、こうした住宅や住環境に関する教育は、その扱うべき内容が、相当広範囲に及ぶことや、我々がこの社会に生活し続けるかぎり、住宅・住環境は不可避的存在であることなどから、その教育も人生の一期間だけにとどまらず、相当長期に亘って実施される必要性を有している。即ち単に学校教育（義務教育や国民教育）段階だけにとどまらず、就学前教育や社会教育の段階においても、住教育は当然重視されねばならない問題であると考えられる。例えば、おさない児童に物の大きさや形状に対する一般的興味・関心の生じる時期から、さまざまな住宅の形態や、都市空間の多様性を、視覚的に理解させておくことは、後年 学校教育に住宅・住環境教育を展開する際にきわめて有益な基礎能力として作用するように思われる。又、学校教育を終え、市民として社会生活に入った若者達が、結婚によって新しい住宅や居住地を選択しようとする際に こうした入達を対象に成人

教育が身近に開かれて、住まいに対する正しい教育の場が提供されておればどれだけ有益であろう。我国の住教育も、できればこうした全人的教育の一貫として、又、生涯教育の重要な課題の1つとして位置づけられねばならないと思われる。ひるがえって我国の住教育の現状をみると、その貧しさに、期待するものとの較差があまりにも大きいことに愕然とせざるをえない。我国の場合は、公教育として学校教育の中で、住教育を正しい姿として確立することが、何をさしおいてもまず実現しなければならない焦眉の課題であることは、改めて述べる必要もあるまい。従って本研究会の住環境カリキュラムの提案も、住教育が本来は追求すべき、全教育体系について語るべきであろうが、本章では、特に、学校教育として、住宅・住環境教育をどのように展開すべきか目的をしぼって我々の意図するところを紹介することにしたい。従って以下に述べる住宅・住環境カリキュラムの具体的構想は、本来その基盤として前提的に成立しているべき就学前教育の充実や、高校以降に引き継がれるべき社会教育のあり方によっては、異なる内容に組み替えられるものであることは当然考えられることである。今回は、一応、小学校・中学校・高等学校といった教育課程までを対象として取り扱っている。ところで公教育の対象として高等学校までを対象としたカリキュラムを構想した理由は、現在国民のほぼ95%が進学をするまでに到った高等学校を準義務教育課程として位置づけ、住教育を国民教育として展開するためには、高等学校における住教育を無視すべきでない判断したからであり、又、一社会人として、住宅・住環境に独立した市民的かわりを持ち始める直前の段階としての高等学校期を重視することが必要だと考えたからでもある。

(住宅・住環境教育の到達目標をどこに置くか)

住宅・住環境教育を通して国民が身につけるべき、知識・技術の総括的目標を何にしぼるべきであろうか、その解答は、住教育が何を目的にして展開されようとするのかによって違ってくると思われる。日常生活の中で、住み手が住宅や住環境にうまく適応していくために求められる個別の知識や技術は、相当たくさん存在する。又それらを身につけていることは、住む人の住生活を豊かにする1つの条件にはなる。従って、そうしたものを寄せ集めて部分的な技術や、断片的知識を与えることを、住教育の到達目標とすることも考えられる。しかし今日我々をとりまく条件は、住宅・住環境に関してそうした断片的知識・技術だけでなく、それに加えて、住生活や住宅・居住地空間を総括的に理解し、その好ましいあり方に向かっての主体的な対応能力を創り出すことを到達目標にすることが求められている。即ち自分達の住んでいる住空間や容としての住宅、又その中で展開される行

為としての住まい方について、それを正しく認識するために必要な知識・技術を身につけ、その結果として、より好ましい住宅・住環境の形成に対し自らの能力の範囲の中で主体的に対応しようとする問題解決能力を形成することに目標がおかれねばならないのではないかと考える。そこでカリキュラムを構想する際に、その内容を各教育課程毎にどのように関連づけるべきかが、当然、問題となってくる。それは必然的に住教育をどのような教科の中で扱うのかという事柄ともかかわることである。今後の住宅・住環境教育も今日のように、家庭科という教科の中で扱うものと仮定すると、小学校・中学校課程では、まがりなりにも、住領域の系統的教育の可能性は残されているものの、高等学校課程では、家庭科教育の女子のみ履習が強いられている傾向が強いため、男子学生には高等学校段階で住宅・住環境教育を実施することが、不可能になる。それでは、小・中・高と、3課程に亘る一貫的な住宅・住環境教育の体系を構想することが、困難であることを意味する。我々は、住宅・住環境教育が、具体的にどのような教科として扱われるべきかについて、今回はあえて固定的には言及しないことにした。将来「住教育」と呼ばれるような独立した教科を設置することを必ずしも目標としている訳でもない。又、住宅・住環境にかかわる教育内容が、ある特定教科の中に含まれる方が好ましいのか、いくつかの複数の教科の中に分散的に含まれる方が好ましいのかも一概には判断できない問題を含んでいる。それは、住教育の内容が、教授法として、各教科の題材選定の中に科学的に目標をもって分散的に組み込まれ、指導する教師によって結果として1つのまとまりのある住宅・住環境に関する教育効果が期待できるなら、そういった手法も有益だと考えるからである。従って、本カリキュラム構想の中では、各教育課程毎の教材と、その学習目標を選定しており、それを1つのまとまりのあるユニットにしており、各ユニットが、各教育課程の生徒にとって、彼らの学習能力に対応した形で一定の住宅・住環境に関する総括的な理解を深める内容にすることが必要であると考えた。換言すれば、小学校・中学校・高等学校の夫々の教育課程毎に示しているカリキュラムの中身には、それ自体1つの体系的住宅・住環境教育のユニットとしての性格が与えられると同時に、3つの課程を結ぶ連続的な教材観と一貫性を与えている。

(児童・生徒の発達段階をどうとらえるか)

住宅・住環境教育の扱う内容が、複雑で多岐に亘るため、学習者にそれを効果的に理解させていくためには、領域・教材・構成のあり方や題材選定の問題が重要な条件となる。勿論学習者の理解力・認識力の発達段階に対応して「平易なものから複雑なものへ」、「低次な事象

から高次な事象へ」という認識は必要であるが、同時に住宅や住環境にかかわる教育は、我々の日常生活の場にかかわる問題であり、それ故、きわめてありふれた事象を対象にすると同時に、そのことが人々に自らの経験だけを基にして学習内容の普遍化・一般化を求める弊害をもたらしている。例えば、自分の住んでいる居住地の姿が、今日のごく一般の居住地の姿であり、自分達の住生活の様式や住生活の考え方が、通常のそれであると何のうたがひもなく信じている場合が多い。まして幼児・児童・生徒の場合はそうあって当然なのである。従ってカリキュラムの構想を考える際に、我々は扱うべき教材や題材について原則、として、「身近な世界から広い世界へ」、「既知の世界から未知の世界へ」、「具象的世界から抽象的世界へ」と児童・生徒の認識対象を拡大して認識内容を高次元化する選定を試みた。なぜなら住宅・住環境教育において、学習者は、まず住生活のための物や空間の身近な事実を認識し、次いであるべき姿（客観的事実）を追求し、更に現状をあるべき姿に接近させるための主体的な力を形成していくようなプロセスとして教授されることが好ましいと考えられるからである。勿論教育の方法論としては、抽象的概念や、あるべき規範を先行的に示し、それに現実の姿を投影させ、問題を学習者に認識させる方法が効果的である領域もあるが、住宅・住環境教育は、現実的な事例を伴わないと理解の困難な学習内容が多いため 発達段階に対するこうした対応の方が好ましいのだと考える。又児童・生徒に対して、自らの能力の範囲内において、住宅・住環境の事象をできるかぎり「総括的」に認識するための教育が保障される必要がある。例えば、教材としては、いくつかの個別的認識を高めつつそれらを通して、我々が住むことについての1つの総括的な事象の理解が可能になるような教材や題材の配置と学習目標の設定が望まれるわけである。個別事象の認識から事象の総合的認識に発展できるように枠組を設定することが今回のカリキュラム構想の今1つの課題である。

さてそこで、各教育課程に一貫性を与え、そして各教育課程毎に1つのまとまりのあるユニットとしての教育内容の形成し、個別認識と総合認識を可能にする枠組をどのように決定すべきかが問題となる。まず第1に住宅・住環境教育として展開すべき教育領域は、何を基準にどの程度に分類することが好ましいだろうか。領域は、当然各課程毎の教材内容を規定するものとして考えると、次のような構成をとることが最小限必要であると思われる。

図-1、表-1に示すように、住宅・住環境教育の教材群を構成する要素として5つの柱を立てている。即ち、①「住まい方」②「住居の水準」③「住居の管理」④「地域環境」⑤「空間の形態」の5領域である。領域構成を

考えるうえで、大切なことは住宅・住環境教育を総合的に展開するうえで、不可欠の要素を含み、かつ不必要な要素にまで拡大しないことである。住居・住環境に対する主体的な住み手の育成を到達目標とする教育は、まず第一に、住み手の住意識の健全な形成と向上を図ることが必要である。こうした居住者自体の住生活行動のあり方を考えさせるものとして「住まい方」の領域が歴史的視点も混えて設定されている。第2に、我々が住生活のための直接的媒体として使わなければならない「容」としての住居について、正しい知識を育て、好ましい水準や必要な設備性能に対する意識が形成される必要があると考えている。例えば今日国民が享受しうる健康で文化的な住生活を具体的に実体化するものとして、どのような設備・性能を有する住宅が必要なのかということ判断できる能力や知識が、身につけられねばならない。そのために、物としての住宅に対する基準を政策的に要求していけることが、必要であろう、それを「住宅の水準」の領域として示している。第3は、物としての住宅が好ましい状態で与えられていたとしても、住む人の住宅の使い方によっては、住宅の物的性能や住生活の質的豊かさに大きなちがひが生じる。まして、今日国民の多くの部分が、好ましい住宅条件・水準に到達していない状況下では、制約された住生活空間の中で最も効果的で機能的な住生活を営むしくみについて知識と技術を身につけさせることが必要であるし、又それは、住宅水準の貧しさを社会的に解決することと併せて、住み手自身の当面する生活的課題として無視しえないものでもある。更に住宅の形式が従来の戸建独立形式から集合形式に移動する中であって、各住戸の住宅の物的管理のあり方にも大きな認識の変革が求められるところであるし、物や住み方の管理が、経済的にもつ特性についても理解を深めることが求められている。こうした要求に対応する領域として「住居の管理」の領域を定めている。第4は、住宅・住生活は今日、自己の家だけを単位として考えることが不可能になりつつある。例えば、仮に戸建の独立住宅であったとしても一定の居住地内に集団で供給されるケースが多い。住生活は、隣戸とのかかわりや住宅地とのかかわりの中で、そのあり方や機能が決定される傾向がますます強くなりつつある。不特定多数の人達が集まって形成される住宅地、そしてその住宅地と密接にかかわることによって住生活の全体的な展開が不可避となる現在の住宅にあっては、我々は自らの居住地の環境についても、その人的・物的管理の側面も含めて基礎的な知識や技術を身につけていくことが求められている。そのことを考えて、住宅をとりかこむ環境を考えるための「地域環境」についての独立した領域を設定している。第5には、以上のような各領域に分類された住宅・住環境教育に関する知識・技能に加えて、立体的空間を総合的に

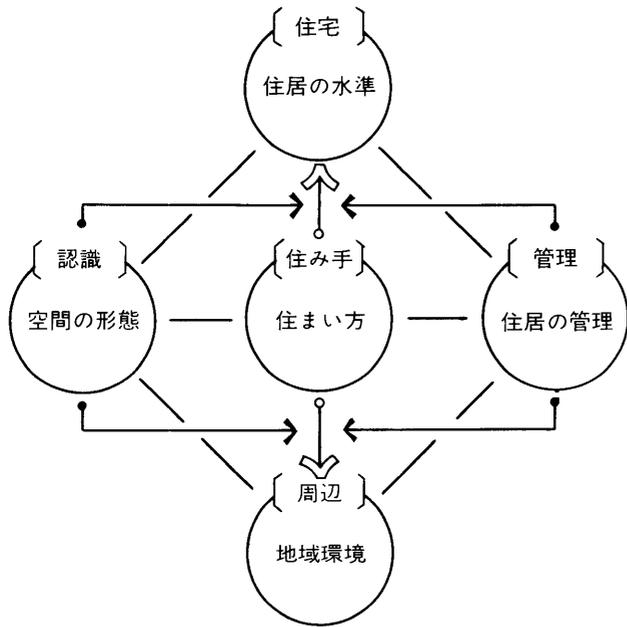


図-1 カリキュラムの5本の柱の概念図

理解する観点・視点が、基本的に住み手の中に形成される必要があると考えている。又空間の立体的認識学習はスケールの意味あいのもから感覚的・心理的な意味あいのもまでを含むものとして展開されなければならないとも考えている。人々が住む住生活のための空間は絶対的空間と、精神的・心理的空間の2つの側面が存在する。空間に対するそうした認識の発展は、よりよい住宅・居住地空間を形成していく、主体的行動のあり方を決定していく際に大きな影響を与えると考えている。このため、最後の領域として「空間の形態」を示している。即ち、物としての住宅(住居の水準)とその周辺(地域環境)そしてそれを使う人(住まい方)とその使い方「住居の管理」及び空間認識の仕方(空間の形態)という5つの柱をもって、住教育の内容を構成し、カリキュラムの検討を加えたわけである。各領域にヒエラルキーが存在するわけではなく、又第1～第5に連続性・順位性があるわけではない。

(各学校課程毎の教材領域の学習目標)

1. 住まい方 小学校では「住居の形式」と「相隣関係」の2つをこの領域の教材として選定している。住居の形式では、自分の住んで知っている家・住宅以外にもさまざまな形の家のあることを理解させることを学習目標として位置づけている。家族条件や生活条件の違いは、住まいの型のちがいとなって生じることを認識させる。相隣関係では、自分達の生活が多くの人達との共同の生活の中で成立していることを理解させ、自分の生活とそれの周辺への配慮の必要性を理解することを学習目標として設定した。例えば、住生活の体験として、児童は受け

表-1 住宅・住環境教育のカリキュラム構想

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|-------|--|---|--|
| 住まい方 | <住居の形式> 8 ○いろいろな家 <相隣関係> 10 ○自分の生活と周囲への配慮 | <住要求> 8 ○住生活の中のプライバシー <起居様式> 10 ○文化の違いと住生活様式 | <家族像と間取り> 10 ○家族の要求にあった住空間 <集住のルール> 6 ○集まって住むことの必要性和条件 |
| 住居の水準 | <住みやすさ> 10 ○健康な住まい ○使いやすい住まい | <安全性> 5 ○防災性, 防犯性, <設備水準> 5 ○住まいの設備 | <住宅事情> 6 ○住宅問題の歴史, 我国の住宅事情 <住宅政策> 6 ○住宅政策と生存権保証 ○国民の居住水準 |
| 住居の管理 | <身の廻りの整理> 10 ○整理整頓 ○清掃とゴミ処理 ○物を長持ちさせる | <戸建と集合> 10 ○建物の寿命 ○建物の管理 ○建物の改修, 改善 | <住宅管理と住居費負担> 10 ○住宅の取得費 ○住まいの維持経費 ○住居費の負担能力 |
| 地域環境 | <町の生いたち> 6 ○私達の町の歴史 <通学路の成りたち> 6 ○自分や家族の行動圏 | <環境の点検> 10 ○町的环境水準 ○安全な町, 快適な町 ○住み良さ | <居住地の管理> 8 ○居住地管理のあり方 ○オープンスペースの役割 <町づくり計画> 10 ○町づくりのあり方 |
| 空間の形態 | <寸法> 10 ○使いやすい寸法 ○物・身体の大きさ | <規模と感覚> 10 ○生活行為と空間の大きさ ○色と膚ざわり | <構成と雰囲気> 8 ○住まいの広さ ○間取り ○空間と雰囲気 |

た迷惑についての体験は語れても、自分達の行動が、居住地を共にする他の人達に迷惑として与えることを理解することはできない。このため、受けた迷惑を自分が周囲の他の人に与えた場合を想定して理解させる方が、教育的効果が高いと考えられる。中学校では、「住要求」と「起居様式」の2つの教材が設定されている。住要求では、住生活の中のプライバシーについての理解が学習目標として扱われることになる。つまり、住居の中で住み手は、家族全員との共同生活を享受するコミュニケーションの生活と、個人が自らの私生活を享受するプライバシー的生活の双方を展開することになる。そして住み手は、この両方の住生活に対して均衡のとれた住生活を営むための行動基準が理解されねばならない。自分の私生活を客観的にみつめること、そして他の人の私生活を容認できることが重要な学習課題となる。例えば、住居の平面計画の変遷をたどる中で、こうした個人や家族のための住生活の空間・機能が、どのように位置づけられてきたのかを理解させることもできる。起居様式では、文化の違いと住生活様式のかかわりを理解することを学習目標に設定している。それは我国の住宅の中に伝統的に形成されてきた「ゆか座」と呼ばれる起居様式と洋風住宅の移入と共に近代日本住宅の中に移入された「いす座」と呼ばれる起居様式は、そもそも、その起居形態

の合理性・行動性のもたらす違いのみならず、それを支えた、又そこから生み出された多くの住生活にまつわる文化や価値観の根底になっていることを学習し、我々の住生活が、多様な物的条件と複雑な価値観の中で決定されていることを理解させる必要がある。高等学校では、「家族像と間取り」と「集住のルール」を教材に定めている。家族像と間取りでは、住宅の平面計画や平面構成を抽象的に理解させるのではなく、自分達の要求、夫々の家族の要求にあった住空間とは一体どのようなものであるのかを自分達の住宅の改善を想定して具体的に考えさせることを学習目標としている。家族の形態や機能も、今日、大きな変化を遂げつつあるが、こうした家族像の多様化は、住まい方にも当然本質的な差異を生じさせているであろうから、それを受け入れるべき住居は需要者の特性にあったものとして、住み手自らが主体的に考察していける能力を育くむことが必要であると考えている。集住のルールについては、今日の都市化社会の中で、避けることのできない「集まって住むこと」の必要性を理解することと、それが快適に成立していくための条件を考えさせることを学習目標として設定している。即ち、遠い昔から、都市にかぎらず人類は、一般的には集住の形態をとって自分達の住生活を展開してきたが、なぜ人は集まって住む必要があるのか、又、協力しあう生活がなぜ我々には必要なのかを考えさせることによって、隣人疎外に流されやすい、今日の都市の居住者の今後の住み方を考え直させることを課題としている。

2. 住宅の水準 小学校では、「住みやすさ」を教材に選定し、健康なすまいや、使いやすい住まいとは何かを教えることを学習目標としている。健康な住まいは、住宅の日照・通風・採光・換気・冷暖房について、いわば室内気候や衛生に属する基礎的な知識と、その認識に必要な基礎的技術を教える必要がある。使いやすい住まいでは、児童・生徒の体験の中で、危険や不便を感じる住生活の場を抽出させることによって、使いにくい理由がどこに起因するのか教えることが必要であると考えている。中学校では、「安全性」と「設備水準」の2つが教材として選定されている。安全性に関しては、そもそも住宅がもたねばならないシェルターとしての機能の中で、耐風・耐火・耐震といった防災性能がどのような内容のものであるべきかを理解させることとしている。又設備水準では、住まいに必要な各種の設備についての認識を深めることを学習目標に設定している。即ち今日の社会的環境のもとでは、人が住むべき住宅は各種の一定水準以上の設備及び設備空間を有し、又社会的各種供給サービスの体系の中に正しく位置づけられなければ、好ましい住生活の機能を発揮することができないことを理解させる。又住居は各種の住生活の行為が、機能別に効率的に展開できるように構成され秩序だてられていない

かぎり、いくら物的設備そのものの充実度が高くても、利便性を発揮しない性質を有したものであることも理解させることにしている。高等学校では、「住宅事情」と「住宅政策」の2つの教材を選定している。住宅事情は、国民の住宅水準や居住環境が、厳しい現状下にある事実と、そのことが、社会のしくみや、歴史的かかわりの中で形成されてきたことを考えさせることを学習目標として設定している。即ち住宅問題の本質的背景と、その今日的な段階での特性を考えさせ、又、そうした問題が、地域性や、階層性をもっている点を気づかせる中で、国民の住宅事情改善に向けての基本的な視点を形成させる必要があると考えている。更に住宅政策では、こうした住宅事情の改善が、公的な住宅政策として扱われなければならない必然性に目を向けさせることを目指している。即ち、好ましい住宅・住環境を確保することは、基本的人権の生存権保障として、国民が主体的に要求していくべきものであることや、又、そのために健康にして文化的な生活を実体化する居住水準(ナショナルミニマム)とは一体どのようなものであるかを考えさせることを学習目標として定めている。住宅政策の体系や、平均的居住水準を理解させることも、住宅の水準に関する主要な学習上の課題である。

3. 住居の管理 小学校では、「身の廻りの整理」を教材にとりあげて、住まいをどのように使いこなしていくべきかについて考え、日常生活行為の中で、児童・生徒のであり可能性と主体的働きかけの可能性の高い場面を通じて、整理整頓の合理性、原則と慣習化を教えることを学習目標の1つにしている。このことを通して物の置く場所、あるいは収納のための基準、空間の効率的な利用の仕方を教える。具体的な事例として、日常生活の中で発生するゴミをとり上げ、ゴミの種類、処理の仕方、ひいては物の取捨選択のあり方を考えることも学習目標として扱っている。中学校では「戸建と集合」を教材として選定している。建物の形式によって、構造体の寿命に違いのあること、又、管理の仕方や対応に質的な相違のあることを認識させることが必要である。今日、住宅形式が複雑に変化しているのに対し、住む人の管理に対する考え方は、依然として従来の戸建木造住宅の感覚から抜け切れない傾向が強い。新しい工法、新しい建材、工場生産化された各種の設備・部材、共同利用する住空間の出現にみられるように管理の対象となるべきものの変化に対応する正しい管理能力を理解させることを目指している。又、管理や補修・点検の実施による構造物の物理的寿命(耐用年限)の増加のメカニズムや、管理責任と管理体制の好ましいあり方についても認識を深めさせることが必要である。高等学校では、「住宅管理と住居費負担」を教材に選定し、住居費負担の具体的内容を理解させ、又住居費の負担が、住生活ないし家庭生活全

体の中にどのような影響を与えるかを考えさせようとしている。又住宅の所有形態によって、住居費負担の、名目上あるいは実質上の違いがどこにあるのかを考えさせることとしている。即ち住居費の構成、住宅の取得費、住まいの維持経費について考えることを学習目標としている。

4. 地域環境 小学校では、「町の生いたち」と「通学路の成りたち」の2つの教材を選定した。町の生いたちは児童・生徒が自分の生活している町が、昨日も今日も明日も同じであるのではなく、時間と共に変化してきたものであることを教える必要がある。ただそれは具体的体験に基づく事実として示す方が、子供達にとっては興味と関心が深まり理解も高まるとみられるから、自分達の町を親の代のそれと比較して(30年以前)、どのような変貌を遂げているかを教えてみるのが適切であると考えている。即ち、私達の町の歴史について教えることが、学習目標として設定される。通学路の成りたちは、児童の遊びの日常生活圏や母親の買物の日常行動圏を基盤にして、自分達の住んでいる居住地がどの程度の拡がりをもっているのかを把握させることに重点を置いている。児童にとって最も慣じみやすい毎日の通学路をとりあげ、その通学路を中心にして形成される自分や家族の日常生活のかかわりを教えることにより、住生活が、住宅とそれをとりまく地域環境とのつながりの上にはじめて成立することを理解させることを学習目標としている。中学校では「環境の点検」を教材に選定している。ここでは、居住地の環境水準とはどのようなものとしてとらえられるのか、また居住地に必要なオープンスペース(外部空間)としてどのような空間があるのか、又逆に言えば、居住地にあって人がよく集まってくる屋外空間とはどのようなところかを調べることによって、居住地の好ましい使われ方を理解させることを学習目標の1つとしている。又、自分達の住んでいる居住地の中に、美しいと思ったり、見苦しいと感じたりする建物、街並、空間を調べさせ、あるいは、日常生活上危険で迷惑な場所や物を指摘させることによって、安全な町、快適な町とはどんなものかを理解させることも学習目標として設定している。高等学校では、「居住地の管理」「町づくり計画」の2つのテーマを教材として選定している。この段階では単に居住地を理解する対象としてだけでなく、自らが働きかけ創出する対象としても把握させることをねらっている。居住地管理では、共用空間(特定多数の人達による占有空間)が好ましい居住地生活を支える際に果たす役割や、個々の居住者の住戸の外部に拡がる屋外空間の維持管理に対する責任主体や体制についても、居住者の主体的な働きかけとのかかわりの中で考えさせることが必要であり、居住地管理のあり方やコモンスペースの役割を考えさせることを学習目標としている。町づ

くり計画にあっては、好ましい居住地を形成していくために住み手(住民自身)の自覚が重要であることと、又、現在の我国で街づくりのために制度化されている各種の制度方式を理解しその中で、国・自治体や、住民がどのような働きをする必要があるかについて具体的事例から接近させることをねらって、町づくりのあり方を考えさせることを学習目標として示している。

5. 空間の形態 小学校では「寸法」を教材として選定している。このことは児童が将来有能な住み手として成長し、住空間に対する主体的問題解決能力を身につけるためには、住居や住環境、あるいは住生活の各領域で、知識・技能を身につけると同時に、空間という拡がりの認識に対して正しい感覚、価値観を身につけておく必要があると考えるからである。即ち児童にとってなじみやすい日常的な物を通して住空間認識のための寸法感覚を身につけさせることが必要である。例えば、階段・机・椅子・窓の大きさ等を事例に、それが使いやすい寸法や自分に適した寸法であるためにはどうあればよいか、使いやすい寸法とは一体何を基準に決定するのかを考えさせる中から、住み手にとっては、絶対寸法より、人間寸法(手、足の大きさ、歩巾、腰高、身長、目の位置)といったものが、空間認識に重要な作用をしていることを認識させる必要がある。即ち、使いやすい寸法や、身体各部のサイズに適した大きさを教えることが学習目標となっている。中学校では、「規模と感覚」を教材に選定している。空間の大きさの認識には寸法サイドの認識と居住者の動作空間としての大きさの認識とがある。又同一の広さであっても居住者の受けとる広さ感覚・空間認識には大きな個人差が生じる背景も考えさせる必要がある。このことは、空間を構成する素材にかかわる問題でもある。与えられる住居・住空間は、客観的には同一であってもいかに心理的にゆとりをもって使いこなすかの問題とかかわってくる内容を含むものである。即ち、食べたり、寝たり、団らんしたりするための基本的で標準的寸法(広さ、サイズ)がどの程度であるべきなのかと考えられるべきであると同時にその空間の素材や色彩によって、テクスチャー効果、カラー効果は居住者の心理に空間認識として異なるものを与えることになる。従って住生活行為と空間の大きさ及び素材について理解させることが学習目標として設定されている。高等学校では、「構成と雰囲気」が教材として選定されている。ここでは与えられる居住空間を居住者がどうすれば、整って落ち着いた明るい空間として感じることができるのかということに重点を置いている。そして同時に、家族の具体的構成条件に対応させてどのようにして居住空間を構成していくべきかを考えさせることにも重点を置いている。空間に対する心理的な「くつろぎ」や「安らぎ」や「素材の美しさ」を認識する能力、個別の住生活上の

好ましい諸条件をより高次の次元に再構成することを学習の目標として設定している。

以上は各教育課程毎の領域別のテーマであり、それぞれのテーマのユニットが各教育課程の住宅・住環境教育として求められる到達目標及び総括的な知識になる。ところで各教育課程のもつ住宅・住環境の内容としての教材選定の基準として教育課程毎の到達目標を3つの次元に分けてテーマ設定を試みた。まず小学校課程においては、住宅・住環境、あるいは住生活に関する事象を「感性的に認識」し、体験にもとづく事実がわかることを第1義な教育目標としている。従って5つの領域の内容は児童・生徒には教えるべき内容として提示したものである。次に中学校課程にあっては、事象を「理論的に認識」させることに重点をおき、住宅・住環境の好ましい状態に対して主体的な要求がわかる程度に学習目標を設定しており、このことから、5つの領域の内容は、生徒が認識すべき内容として設定している。最後に高等学校の課程では事象が、「社会的に認識」できることに焦点をしばっており、住居・住環境あるいは住生活に対して、好ましい段階に向けて問題解決するための方法がわかることを学習目標として示している。そのことから5つの認識のテーマは彼らが主体的に考えるべきものとして設定されたものである。

以上、5つの領域の内容について夫々のテーマと学習目標を紹介したが、表-1に示す通り、これら5つの領域は各教育課程毎に一応のまとまりをもつものとして扱い、彼らの能力に対応した段階での一定の住居観が形成されるものとして設定している。又同時に5領域は、各課程を通して系統性と一慣性を有するものとしても位置づけられているものである。

1-2 現行カリキュラムとの関連

現行の住教育のカリキュラム内容は、前項でもふれた如く、家庭科の教科目の中で行なわれていることから、1つの特徴と制約をもっている。そして現在の住教育がかかえている主要な問題点については既に本研究の第1年度の研究成果として整理して報告されている^{※1}ので、ここでは概要をふれるにとどめ、現状のカリキュラムと比較した場合、今回のカリキュラム構想がもつ特色がどこにあるのかについて考えてみることにしたい。

まず第1に現行カリキュラムにおける住教育の性格はあくまで家庭生活を理解するための教科である「家庭科」の1領域としての住生活の位置づけという視点が強く支配していることを注目しなければならない。それは住教育が独立教科として存在しえない現状では、ある程度やむをえないことかもしれない。ただ家庭生活の理解をめぐる教科論上の考え方も現状では、多様であり、従ってその1領域としての住領域も自ずとその影響に、性格をあ

いまいにしたまま位置づけられていることを避けられない。例えば昭和31年の学習指導要領においては家庭科教育の主目標は家庭生活の理解にあり、衣・食・住に関する基礎的技術・知識の理解は従目標的理解であった。これに対し、技術教育重視の傾向が顕著になった昭和33年以降、学習指導要領において家庭科教育の主目標は家庭生活を構成する衣・食・住の基礎的知識・技術を理解することにあり、家庭生活の理解はその結果として生じる従目標的に位置づけられている傾向が強い。本研究は家庭科教育のあり方論を対象としているわけではないから、その教科論上の考え方の内容に立ち入ることは避けなければならないが、唯、そうした家庭科教育の考え方をめぐる混乱が、現在学校教育として展開されている唯一の住教育のあり方や姿を大きく規定している事実は重視する必要がある。結局のところ、技術教育の一環としての性格を強く要請されている現在の家庭科教育にあっては、住教育もまた家庭生活を維持するのに必要な技術を教える工夫学習に重点をおいたものにならざるをえない立場に立たされていると考えられる。従って、現在家庭科の住領域として扱われる内容は表-2に示している如く、小学校課程にあっては、「住居と家族」と呼ばれる複合領域に含まれており、教材として示されているのは「そうじ、整理・整頓」と「すずしい、楽しい、暖かい、明るい住まい方」の2つである。又中学校では、技術・家庭科の9領域の1つとして住領域があり、「室内の環境と設備」、「空間について」、「水と熱源の合理的な使い方」の3つが教材として選定されている。更に高等学校では女子用教科としての家庭科の中で、「住生活の設計、住居の管理」が設けられておりその中で、6領域の1つとして「住居の機能と住生活の設計」、「住居の維持管理」、「室内の整備と美化」の3つが教材として取り上げられている。更に夫々の教育課程毎の住領域に関する学習到達目標をみると、小学校の住教育では、児童・生徒が自分を中心とした「持物の整理整頓、床窓の清掃、清掃用具の取り扱い及びごみ処理ができ、気持ちのよい住まい方を工夫できること」と、「住居のはたらきを知り、寒さや暑さを防ぐ住まい方、換気の仕方、暖房器具の安全な扱い方及び、採光や照明の仕方を理解させ、健康な住まい方を工夫することができるようにする」ことに学習の到達目標がおかれている。前半(5年生の学習教材)の学習目標は、学習者の主体的働きかけで自らの居住条件の改善が可能な領域であるし、後半(6年生の学習教材)の学習目標は、児童生徒がその必要性を理解すると同時に家族の理解と協力とを必要とする領域へと対象を拡大している。そして、一見して明らかなる如く、この小学校家庭科が扱う住教育は彼らの発達能力に対応した形で住生活に必要な全体的教材が示されている訳ではない。即ち、教材名称に示す通り、家庭生活に関連して、彼らに身近に感じられ、比較的容易に働

きかけられると想定される住生活の諸事象を気持ちのよいすまい、健康なすまいとして扱っている。中学校の技術・家庭科における住教育では、学習の到達目標は、“住空間の計画及び室内環境と設備に関する学習を通して快適な住まいを理解させ、住空間を適切に活用する能力を養う”ことにおかれている。ここでは小学校で、自分の生活の身近な空間の整理・整頓に目を向けさせたことから発展して、住空間の理解の対象として、調理・食事・団らんの場を取り上げている。即ち、住生活空間の中のプライベートな空間よりも、家族のコミュニケーションや連帯の場に目を向けさせているし、又技術・家庭科の女子向け領域として住領域を設定していること、及び家庭生活の総合的理解とのかかわりあいの中で住空間の認識を深めたいとする立場からであろうが、調理空間が住空間理解の表象として扱われている。このことは生徒達の住空間への認識・関心・理解の発達能力が、中学生期になれば、家族単位の拡がりまで拡大することが可能であるとする見解に立つものと思われる。又、小学校の領域である住居と家族の複合領域の性格と一応の系統性を与えようとする視点に立つ結果であるとも考えられる。室内の環境と設備に関して扱われる内容については基本的には、住居機構の領域に属する内容が示されており、その多くは小学校の健康な住まい方の延長上に位置するものである。家庭生活における水と熱源の合理的な使い方は、省エネルギー問題の社会的関心の高まる中で、省エネルギーを家庭生活レベルでとらえた教材の1つであるし、問題の着想は、住生活、家庭生活の1つの重要な今日的課題であることは間違いのないことであるが、そのような生活観・価値観を具体的にはどのような題材と教授法をもって形成するかをめぐって、議論が分かれる教材となっている。概して中学校の住領域においても、学習全体の到達目標としては全体的な住居観を形成することは、目指していないと考えられる。小学校に比べればかなり拡大した屋内空間に目を向けさせてはいるものの、その教育すべき知識・技能は、主に住居にかかわる物理的性能や、構成要素に限定されている。高等学校では「住生活」という概念が小・中学校まで使われている「住居」という概念と併立して用いられている点に1つの発展がみられる。即ち高等学校の住教育の到達目標は、“人と住居との関係が、どのようなかかわり合いで、どのように変化してきたかを理解させ、住生活を合理的に快適に営む意欲と実践力の育成を目指している”とし、“即ち各室の配置、能率、衛生、安全、美化、室内装飾などを取り扱い、住生活を能率的・衛生的・経済的に管理する能力を養うよう”にすることにあるとしている。即ち、ここでは住宅の物理的性能に対する知識や技術だけではなく、住宅と住み手とのかかわりの中に存在する“住生活”を主体的に制御する能力を育成することが住教育の目標

として定められていると同時に、「住居の管理」という概念が生活というソフトな領域を含むものとして解釈する必要のあることが示されている。高等学校における住教育の内容にみられる全体的特性は、居住地環境への広がり課題がやや少ない点を除けば住教育として一応のまとまりのある教材が示されていることになる。以上各教育課程毎の学習目標に示された内容の特性は小・中学校が部分的でかつフィジカルな側面が強い点に特徴がある。更にくり返しふれることになるが、各教育課程において、家庭科として教科の枠内で展開される住教育という制約条件があるため、小学校は男女共修、中学校は準男女共学、高校では原則として女子のみ学習という変則的な学習形態がとられるため、男子学生の場合最も悪いケースでは、小学校の“明るいすまい”“健康なすまい”で身につけた知識と技能が、生涯唯一の住教育の内容であったことになるし、又そのケースに属する男子学生が圧倒的に多いことに注目する必要がある。幸いにして中学技術・家庭科で、相互乗り入れの対象として住領域を学べた男子学生にあっても、住教育として全体的な知識や技能はふれることなく、住教育は完結することになる。又相互乗り入れが悪く作用すれば、中学校の女子学生でさえも住居領域は学習されなくなる可能性も生じている。我国の現行教育体系の中では、かろうじて女子のみが、高等学校においてははじめて、体系的で総括的な住教育を受ける制度上の可能性を与えられていることになる。(もっとも教育現場において、教師の側に属する問題の結果として、現実の授業展開の中で住教育が軽視ないし削除されている事実は重大であり、早急に改善されねばならないが、ここではカリキュラム上の問題に限って整理をすすめておきたい。)今1つ現行カリキュラム上にみられる特性は、小・中・高等学校の各教育課程で、住教育の教材対象を、一貫して「住宅」という独立した屋内空間に限定しているきらいが強い。住宅が成立する居住地や、あるいは、居住地環境全般に対する知識や技能、あるいは、居住地や住空間と各住戸のかかわり、居住地生活と夫々の居住者の住生活のかかわり、住環境施設とのつながりや隣人関係のあり方への展開が、教材として位置づけられることは健全な住居観を形成するためには不可欠な条件であると考えられる。現在の社会は、個々の人達の善なる努力の集積が集住体にとっても必ず善なる存在になる状態でない場合が往々にしてある。都市化、集住化が避けられない現代社会では、1人1人の住みよい住空間への努力は、住みよい居住地形成への努力と効果的に結びつけられなければならない。このことを住教育は、重要な教育教材として位置づける必要があると思われる。

今回のカリキュラム構想を現状のカリキュラムと比較すると、以下の6点が特色としてまとめられよう。第1

点は、住居・住環境にかかわる教育を、1つの教育として体系的に整理していること、第2点は、小・中・高等学校の3つの教育課程間に教材の一貫性と系統性を与えていること、第3点は、小・中・高等学校の各教育課程毎に、夫々独自にその児童・生徒の発達段階に対応した形での総合的な住居観の形成を図っていること、第4点は、住教育の扱う教材対象として、居住地環境の問題を重視していること、第5点に、住教育が小・中・高等学校の各課程を一貫して男女共学として提供・保障されることを前提にしていること、第6点は、ここに示されたカリキュラム内容は、必ずしも1つの独立した教科として扱うだけではなく、その実施にあたっては多様な形態を想定していること、等である。

1-3 実現へのアプローチ

今回研究会の成果として示した住環境カリキュラムは、これまで述べてきた如く、現行の住教育において欠如しているとみられる内容を含んだ、総括的なものであり、今後の国民の住生活の向上と居住地環境改善に対して、ぜひとも形成されねばならない、知的なナショナルミニマムであると考えている。しかしこうした構想を今日の小・中・高等学校の教育課程の中で実践するためには、多くの克服しなければならない課題が横たわっている。従って本構想が実際に教育の現場に適応されるために、まず前提的に克服されねばならないいくつかの課題について整理を試みてみたい。

まず第1点は、本章で何度もふれてきた如く、住宅・住環境に対する教育は一体どのような教科として設定されることが好ましいかといった教科論上の位置づけの問題が生じてこよう。このことは前節の本構想の特色の中でもふれたが、本カリキュラムが必ずしも1つの独立した教科、例えば「住教育」という科目として扱われねばならないと考えていない点とも関連する問題である。即ち、我々は児童・生徒・学生に対して、公教育の場で住居に関する教育が、断片的、単発的にではなく、総合的知識と技能を育成する教育理論のもとで展開されねばならないと考えてはいるが、そのことは住教育が教科として別個に独立されねばならないということを意図するものではない。図-2に示す如く例えばいくつかの既存の教科—美術・社会・理科・国語・家庭・保健—の中に横断的に教材を配置することも技術的に可能であろうし、又、主要には従来如く、家庭科の1領域として、今回提案したカリキュラム教材の大部分を含めることも可能である。ただ家庭科の中に全ての住教材領域を従来如く含めてしまう場合、本構想に示す教材内容を充当させることは、家庭科内の他の領域間との時間配分上の調整が問題を生じさせるであろう。そして家庭科としての教科の独自性と、我々が期待する住宅・住環境教育の目標との

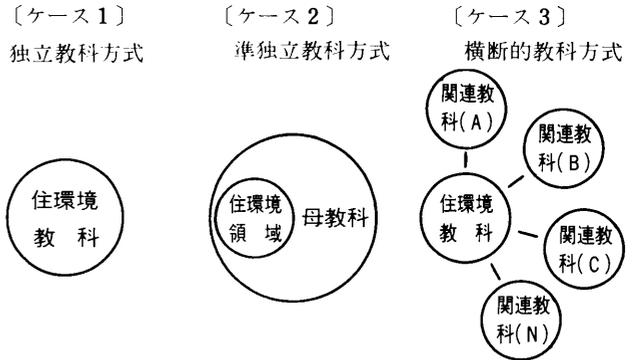


図-2 教科としての考え方

表-2 カリキュラムの時間配分と現行時間との対比

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 | (備考) |
|-------|----------------|----------------|-----------|---------------|
| 現時間配分 | 30時間(140) | 35時間(315) | 15時間(140) | ()内は家庭科の総時間数 |
| 新時間配分 | 60時間 | 58時間 | 64時間 | 住教育のみの時間数 |
| (備考) | 現行時間には実習が含まれる。 | 現行時間には実習が含まれる。 | 概ね2単位分が必要 | — |

間に到達目標上の基異も生じさせることにもなり必ずしも好ましいあり方とは言えない。つまるところ、第3の手として、現行各教科の中に横断的に住宅・住環境教育の教材を配置する方式が実現性の高いアプローチの1つとして考えられる。即ち各教科のもつ教材の題材として、住宅・住環境教育の学習テーマに即する題材が選定され、その教授法としての方法論は各教科の特性が導入される方式をとることになるだろう。

第2点は先の問題とも関連するが、全体の時間配分をどのように考えるかについての問題がある。現行の学習指導要領に基づくモデル的住領域の時間配分は、5年生、6年生で合計140時間の家庭科の中で、35時間が「住居と家族」の領域を教えることとされている。又中学校では家庭科総時間数315時間の内、35時間が「住」領域として示されている。更に高等学校では4単位(140時間)の内、約0.15単位、15時間が「住」領域として配分されている。^{※3}小学校は複合領域を構成しているため、実際の住領域専門の時間配分はかなり少ないが、現在の複合領域でも全体の25%である。又、中学・高等学校では住領域は、家庭科の10%強にすぎない。住宅・住環境を系統的総合的に教えるにはあまりにも貧弱すぎることは明白である。本カリキュラム構想が具体的に教育現場で実施されるためには少なくとも、現行カリキュラムに基づく時間の2倍以上の時間の投入は不可欠であると思われる。表-3に示す如く、夫々の必要最低時間を60時間以上に組むことが前提でなければ成立しないであろう。

第3点は、本構想の教育現場での実施を前提にした教科

書作り検討の可能性の問題である。即ち、かなり総合的な住領域を自由教科として題材別に各関連教科の中に分散的に配分する場合、1つの教科書としての系統性と、受け入れるべき教科の側の教科領域の中での位置づけをどう扱うべきか、更には各教科の展開と、住教育教材・題材の順序性に斉合性や有意的関連性をもたらせられるかどうかの問題も生じてくる。即ち、理科や社会科や保健科の中で扱われる住領域の教材・題材が、時期的にみても、内容の理解の順序性からみても、母教科との中で矛盾なく、組み込むことの可能な教科書は果たして作成可能であろうか。本報告書の第4章単元の具体的提案例に示す事例の紹介は、こうした教科書づくりを前提にした1つの試案であるが、児童・生徒の生活する地域や生活環境の実態に対応したものにすることを一層の検討が必要となることはいうまでもない。

第4点は、こうした点に立って住宅・住環境教育が実際に展開されるとして、それを教育現場で担うべき教師の資質の面の問題である。そのことが併せて改善されなければ、実現は不可能である。例えば今日、住教育の質的内容の貧しさが指摘されているものの、このように低質であると批判を受けている住領域の内容さえも、教育現場では十分に消化されていない現実が存在している。指導要領や、家庭科としての中での扱いの軽視という点は当然克服されねばならないが、同時にその貧しい内容さえも完全には児童・生徒達に教育されていないことの方が一層深刻な問題を投げかけていると言えよう。今日の教育現場の教師の力量の質的矛盾を改善しないで、カリキュラムの内容の充実だけで住宅・住環境教育が改善されることはありえない。このことは、現場の教師が住領域に関する本格的な教育を教員養成の課程で教えられなかったことに起因しており、従って、本質的には現場教員の無自覚や、サボタージュでなく、住教育にかかわる教員養成制度上の問題であることを示している。これについては前年度の報告書の中でもふれられている点^{※4}。更に、横断的教科方式をとる場合でも、母教科の教材の中に住宅・住環境教育教材の一部が導入されるとすれば、教員の資格・免許法上の面での制度的問題がかかわりをもつことになる。このことからみても住宅・住環境教育は当面は独立性の高い教科としないで自由教材教科として扱うことが好ましい方向であるように思える。

第5点として、住宅・住環境教育は全ての国民に提供され保障されるべき教育内容であるから、男女共修としての教育制度上の保障の問題が当然生じてくる。もし教科として家庭科にその主要な教材領域を含む形式が採用されるならば、中学校家庭科の相互乗り入れによる男女共修の住領域共学を保障することや、高等学校家庭科も、男女共修として提供されるよう改善される必要がある。今次指導要領の改定により、高校「家庭一般」の男子選

択も理論上は可能とはなっているものの、現実の履習がそれほど期待できる状況ではないだけに、住宅・住環境教育の小・中・高等学校と3つの教育課程上の男女共修の実現に向けての必修化の条件作りは、制度上の焦眉の課題として取り組む必要があるだろう。

- ※1 「小・中・高等学校における住生活・住宅および居住地環境教育に関する基礎的研究(その1)」住宅建築研究所1980,第2,3,6章
- ※2 前出研究報告書 P 17
- ※3 「高校学習指導要領の展開」明治図書 P 160
- ※4 前出研究報告書 P 88

2章 住まい方・住居の水準・住居の管理・地域環境・空間の形態・5領域のカリキュラム案

2-1 住まい方

人々は生れながらにして、何らかの住環境の中で生活しはじめるが、その環境条件には格差が大きく、次第に生れながらに良好な住宅、住環境に住める者は限られてきている。

児童は住宅及び住環境から、精神的、肉体的に多くの影響を受けていながら(例えば公害地域の児童の罹患率が高いこと、公園・遊び場などの貧困が身心の成長を歪ませているなど)それを主体的に選択することができない。従って、居住条件は与えられたものとして固定的にとらえられてしまう。敷地を選択し、新築する住宅の間取りを家族と共に考えるという作業のチャンスをほとんどもつことのない児童は 住い方に法則性や 文化の蓄積があることなど思い至らない。

一方、従来の学校教育の中の住教育を見ると、空間、物別に要素にバラして個別にとりあげられ、そこには住生活の流れや家族の生活を通すとらえ方は皆無に近かった。従って、住み方の分析は学校教育ではこれまで殆んど扱われてきていない。例えば中学の教材にあるダイニングキッチン設計では、ダイニングキッチンに見られる食事-炊事様式がどういう条件の中で生れ、定着してきたかの学習がされないまま、いきなりとりあげられる事、又、DK方式が他の食事-炊事方式に比べてもつ利点、欠点が明確にされない事、全体の平面計画の中でDK方式にする必然性がおさえられないまま 地域性など無差別に取りあげられるために、現状では家具の配置を工夫する程度の学習に終わってしまっている。

現在の間取りを考える上で基本になってきている幾つかの考え方は多くの場合、生活の実態を調査し、その矛盾を分析する中から生れてきているものが多い。そのこ

とが抜けた学習は模倣にすぎない。むしろ、住教育では無意味な模倣をくり返すのではなく、現実の住生活とその生活の中の論理性を充分理解することこそ重要である。

住み方については、その家族が最も主体的に個性を発揮して決定できる過程であるが、反面、現実の住宅事情の中で最も矛盾が明らかになる過程でもある。

よく、住教育では「与えられた住空間をいかに住みこなすか、その工夫を教える」と言われる。この消極的な教育姿勢についての異論は一まずおくとして、しかしながら、住みこなすに足る住空間を与えられない現実をどうするか「工夫」がどれほどの効果をもたらすかの全体的展望はここからは出てこない。

ここで扱う「住まい方」の領域の第一の目的は従来のような仕方を学ぶことを止め、現実の生活に師を求め国民が現実的に日常展開している（或いは展開してきた）住み方（住様式）がどの地方で見られ、どういう階層によって展開され、その生れ、今日に至った歴史的根拠は何かなど社会的視野で判別、認識できる力を養うことである。

そのような現実に入った時、自己の、或いは自己の帰属する階層の住生活問題が意識されてくる。住生活問題の解決の鍵は国民の改善意欲や、そのための経済的、肉体的、エネルギーをいかに大きな力にまとめあげ、要求の渦を作り出すかにある。自己の階層の住生活問題を意識することはそのエネルギーを作る第一歩である。第二步は、そこから住要求をひき出さねばならない。そのために、自己の住要求を見つめる自我を形成する。

第二の目的は自分が持っている住要求を、住宅事情全般に返す作業を通じて国民の住宅事情を改善するための力となる健全な住要求を、児童・生徒一人一人につかみとらせることである。

第三の目的は児童生徒が将来どのような住み方を選び

とっていくか、その訓練を通して、将来にわたって主体的な住生活の担い手の育成にある。

以上の目標を立てて住まい方の領域の教材を設定した。住まい方の教材としては住い方そのものを扱うものが数多く考えられるが、全体の構成から考えて次節居住水準の領域に譲ったものが多い。又、教材を被教育者の各成長段階にあわすことを重視したため、住まい方全体から見ると重要なテーマが落ちた事も考えられる。例えば中学の住要求などがそれにあたる。住要求といえは今日、住宅の需要過程を抜きにしては考えられない。従って、住要求から見ると、住宅所有観と、住宅取得に伴う行動のあり方などは極めて重要なテーマであると考えられる。しかし、中学段階では自己の行動を社会的得失の中で評価することは困難であろうという事と、一方中学生が自我の覚め、自己形成期にあることに着目し、プライバシーの確立への要求をテーマにした。これは住要求の内容よりも住要求をいかに形成していくべきかに重点をおいたといえる。

以下、個別教材にそって解説を進める。

2-1-1 色々な住宅様式

子供は生れた時から住居に住み、毎日無意識のうちにも家を出入りしているが、自分の家や、友達の家などを見分ける能力は3~4才頃にてきあがる。（例えば公園などからアパートの自宅へ戻れる。）

又、形態の違い、とくに戸建とアパートの違いが分かるのは小学校入学前後であろうか。

色々な種類の住居を比較認識するところから住居に形があること その形の違いが住み手の生活にも影響を与えているらしいことを漠然と知り始める（例えば戸建は一軒しか住んでいないが、アパートは何軒もの家が一

表 2-1-1 色々な住宅様式

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-------------|------------------|---------------------------|---------|-----------|--|--|--|
| 小 学 校 | 住 ま い 方 | いろいろな住宅様式・存在がその機能とあわせてわかる | 色々な住宅様式 | 色々な家とその生活 | 家には、①建物の形態 ②その家の職業、③家族の形態から見て、色々な種類があり、家の役割、住み方が異なることをわからせる。 1) 独立住宅と共同住宅(アパート) 2) 専用住宅と併用住宅 併用住宅は、併用する仕事の内容にあわせて作られており、専用住宅にくらべて家の機能の違いを見わけられる。 3) 家族から見た家 世代家族と核家族は住居を単位に作られるものであること。とくに老人のみの住まいがあることがわかる。又住宅の大きさと家族の大きさが対応していない現実がわかる。 | グループ学習 独立住宅(地) RCアパート 木造アパート 農家 商店 のスライド写真を撮って、その違いを比較 グループ学習 新聞の切り抜き帳作り、などを材料に各児童の家族の様子をまじえて図表作り。 | ① 近くに適当な被写体がない場合は、社会見学・遠足などと組みあわせる。 ② 共同住宅は周辺環境も含めて居住性を見ることに注意。 ③ 自営業者の家の様子を他と比較してその機能をおさえる。 ④ 学習過程で社会的矛盾が入る。あまり深入りはしないが、事実として伝える必要がある。 |

緒になっている)。

色々な住宅様式を子供達に伝える意義は、第一は素朴に住居をつかみとらせることであるが、そればかりでなく、やはりそのような住宅様式及び違いが育ってきた必然性を理解させるところになければならない。住居の違いがデザインの違いのみにあるのではなく、多くは地域の気候、なりわい、生業、材料、都市形成過程の中で作り出されてきたものであることへの理解をさせる。又、その違いが住様式の違いになっているがその特徴的なところを効果的に挙げる。

従って、ここでは形態上、機能上はつきり違いの分かる様式をとりあげる。まず①つは専用住宅と併用住宅の比較をとりあげた。住居の機能に生業が加わることはその空間利用を大巾に制約し、生活全般にかかわる重要なことであることを理解させる。中でも商家は空間の制約だけでなく建物の利用者も異なってくるために立地家族のプライバシーなど影響は無視できない。これらは子供の体験の中から語らせるのがよい。

次には戸建と共同住宅の違いをあげた。これは子供の日常生活圏にあると早く自覚させられる。ここでは形態の違いを説明すると同時に共同住宅に住むことの意味をオープンスペースとの関連でわかせる必要がある。

家族からみた家は、住居が家族を入れる器として機能していることを理解させるわけであるが、しかしながら色々な家族がいること、住居がその家族を問題なく受け入れてはいない現実がある。ここは小学生であるので社会問題の本質に触れることは困難であるが、現象を知

らせる必要はあると思う。

2-1-2 相隣関係

人間は大昔から地域社会を作って住生活を営んできた。その範囲は当時の生業の規模・方法によって自然決められてきていたといえる。ところが近年大都市周辺が衛星都市化するにつれ、職域と住生活域が分化され、地域社会との生業の関係が無くなってきた。それに相応して相隣間のつながりも薄くなっている。反面、住宅は集合住宅を筆頭にして戸建においても隣棟間隔が狭くなって私生活間の摩擦が増加している。

住生活上の摩擦は住宅配置計画の貧困さに由来するところが大きい。現状ではトラブルの頻度、せつぱく度からみて、配置計画の責任だと放任するわけにもいかない。従って、より好ましい地域環境を求めるには相隣関係の中で、両者の私生活上の隣戸への配慮とか、更に発展した生活のルールを見つけ出す必要にせまられている。これは子供自身の日常生活上でも多くを体験するところであろう。特に小学校段階の児童はトラブルの発生源になることが多い。従って、お互がなげなく行っている生活行為が近所に迷惑をかけていることの理解をさせる必要がある。その反面、自分にとって迷惑だと思っている事柄がその発生源ではやむをえない行為である場合(ex, 赤ん坊の泣き声、動力ミシンの音)もある。そうした発生源への思いやりも住生活ルールの1つであることを分らせたい。そして、家族の住生活が地域の中で営まれているという認識を十分はかる。✓

表 2-1-2 相 隣 関 係

| 課程 | 領域 | 目標 | 教 材 | 題 材・単 元 | 学 習 内 容 | 指 導 方 法 | 留 意 点 |
|-------------|------------------|------------------------|------|---|---|---|--|
| 小 学 校 | 住 ま い 方 | 個中々々にある家も近所がわかるとのつながりの | 相隣関係 | 私のすまいと近所のすまい 1. 外から受けた迷惑と与えた迷惑 2. 私達の近所づきあいではここに思うこと。 | ① 騒音、日照、ベント、ゴミ処理を中心近所の行為で迷惑に思っていることを出しあい、自分の家の行為に戻ってその理由を考えるその結果、近隣に迷惑をかけるためのルールがあることがわかり、又、相手の行為に理解が示せる。 ① 防犯、環境保全、心のささえ、助けあいなど住みよい相隣づくりのために行なわれている行為を話しあう。 | 討 論 ① 前もって家族と各自の状況を話しあっておく ② 具体的な近隣問題を扱った読本を読んで討論 ③ 作文 | 児童の行動が相隣トラブル源になることが多いことに気づかせる。 家族の住生活といっても地域の中で営まれていることを理解さす。火廻り当番について過去の様子を調べてもよい。 |

2-1-3 住生活の中のプライバシー

この教材は健全な「住要求育成」を直接目標にしたもので、又全領域を通じて、ここにしか「住要求」を直接扱ったものはない。

住要求は住生活全般にあらわれるものであり、とくに家族生活を営む場合としての住宅には家族のとり集団行

動から住要求を見る必要がある。

しかしながら生活体験の種類が少ない生徒にとって、生活全般から住要求を出すのは難かしいと判断し、むしろ、次節の居住水準を客観的に認識するための作業に期待した。そしてここでは学習者の発達段階の特徴である「自我」の覚め・形成期に着目し、その時期に子供の発

表 2-1-3 住生活の中のプライバシー

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|-------|---------------------------|--------------|--|---|--|--|
| 中学校 | 住まいの方 | 住客観化できる要求を表現し社会のしくみと関連づけて | 住生活の中のプライバシー | 1. 私の生活時間からみた住まいの役割 2. 私が欲しい部屋、家族が欲しい部屋 3. 間仕切りとプライバシー | ① 『私』が一日、一週間に住宅内で過ごす時間を、その行為と場所との関係でわかる調査をもとにして、自分を中心とした住まいの機能が理解できる。 ② 現在の住まいの中で各自が困っていることを出しあう中から個室の要求をつかみ、個室の役割を考える。 ③ 生活の中で必要とされるプライバシーの内容(視線、音、空気)を満す物的条件がわかる。 | 空間、生活時間調査 作文 「理想のすまい」 生活の機能別に要求しているプライバシーの内容を作図 | ① 一人でいたい要求、自分の部屋を持ちたい要求を客観視できるか。他の家族のプライバシー要求が思いやられるか。 ② 子供達の要求の中からは、個室要求以前の要求がでてくる可能性がある。住宅事情の中での住要求の順序性を理解させるようにする。 ③ 生徒の持っている理想像と、現実の格差を客観視させること。 |

達にすなおに対応する「自我と空間」というテーマにしぼった方が住意識、住要求のとらえ方が深く体験的であると考えた。かつ、住要求を表現し、客観的な内容にまでたかめる作業の必要性も認識できると考えた。

しかしながら学習を通して留意しなければならない事は生徒の環境に格差が存在することである。自我の覚めは自分の主張が強い反面、羞恥心も強い。クラスメートとの比較が強調される危険性もある。現在の住生活の状態が在る理由を社会的に認識できれば住要求も力強くエネルギーをもちうるが、個人的に認識されると他人との競争になりこの学習は不可能になる。従って、導入をどのようにするか、学習のテンポを決めるのも重要な授業の要素になる。そのためには生活の中のプライバシー

の意義をしっかりと身につけさせることが大切である。

2-1-4 起居様式と住まい

国民は長い経験や社会的・政治的制約の中から多くの住生活様式を作りあげてきている。それぞれの様式が作り出された根拠や発展過程を明らかにしながら生活様式を学習することは国民の作りあげてきた生活文化を理解し、生活の地道な変革を進めるのに役立つ。

多くの住様式の中でも「床座」という起居様式は「椅子座」と比較すると坐わる、寝るという行為に日本特有の様式を示している。そればかりでなく床面を中心とした起居動作が家具の種類や形、使用方法、それに伴う家事労働や動作、履物の使用方法、これらからくる空間

表 2-1-4 起居様式と住まい

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|-------|-------------------------|----------|---------|---|---|--|
| 中学校 | 住まいの方 | 日常の特徴起居が様式的文化が作られてきた理由と | 起居様式と住まい | いすざとゆかざ | ① ゆかざは日本古来の住まい方であるが、それはあげ床(高床)式の住居と身分制の関係から生れ、畳という床材の発明によって定着してきたことを知る。又、民衆の多くは、土座又はそれに近いところにゆかざ様式の住まい方をしてきた事を知り、住様式が社会制度や経済事情と深いかかわりあることを理解する。 ② ゆかざといすざを比較して相方の利点欠点がある。とくに家事労働の視点からもとらえてみる。 ③ ゆかざは床の清潔維持のために土足を脱ぐ→そのような履物様式が出入口附近の形、設備(下駄箱)の作り方に影響を与えていることが分かる。 | ① 家事労働の様子もでてくる絵又は写真により、いすざとゆかざすまいの特徴を示す。 ② 各自の家の行為別の起居様式をしらべてもちより、その利点・欠点を話しあう。 ③ 社会見学などで民衆の民家をみることを企画。 | ① 日常の住生活様式も過去の社会制度の積み重ねによって作られてきた。という歴史的視点を忘れないこと。 ② 今日では、ゆかざといすざを固定的にとらえず選択の問題としてとらえる。 |

計画へと一連の生活の基本になるところを規定してきている。この教材ではその間の有機的つながりをおさえることが大切である。

又、生徒はたたみに坐ることと椅子に坐ることの形式的な違いを目にし分かつころであるが、畳が発明されてから日本の住生活の封建的な秩序づけに採用され、今日まで受けつがれてきた歴史的意義、又特に婦女子の家庭教育に果してきた封建的役割を明確におさえた上で、その上に花開いた生活美を理解させる必要がある。

今日では、たたみと板（ジュウタン）を床材の違いの範囲にとどめ、その上の起居動作は別の志向理由で選ばれる傾向になってきた。そこに合理的判断があれば好ましいことである。

以上より、畳が優れた床材である反面床座が肉体的には極めて不自然な方法であることを考えて、機能にあった座法が選択されるのが好ましいことを分らせる。

2-1-5 集住の歴史的必然性と生活のルール

隣棟間隔が狭くなる、住宅が集合化する傾向は都市化の進行の中で阻止できぬ状況である。その結果、騒音を筆頭にペット、水もれ、悪臭、隣地境界にまつわるトラブルが頻発するようになってきた。先般起きた戸塚のピアノ騒音殺人事件は極端な現われであった。人口が集住する状況ではここまで極端には至らないまでも環境条件

を変えない限り事件が起る可能性は十分ある。そのような事件を未然に防ぎ、集住を積極的に生かす生活のための基礎教育が必要である。

しかしながらこの教材をとりあげるにあたっては①集住で起こるトラブルの最大原因は環境の構成要素の貧しさにあること、②集住は土地の効率利用を計るところから生れたが、効率性が地域計画論に基づいて実現しているのではなく、地価に対する個別経済性のみを実現している場合が多いことが前もって生徒に認識されている必要がある。住宅が開発された生活が展開しはじめるとその周辺環境も利用していることを理解させておかねばならない。

この教材では、集住における生活トラブルの解決は前記に基づいて計画の中に解消させる方法と、一方では生活者が集住することで出来る環境刺激行為の理解に基づいてそれを最小限にとどめる生活ルールの確立にあることを認識する。それと同時に生徒自信が主体的に生活ルール作りにとりくむ力を身につけさせる。

2-1-6 家庭像と間取り

小学校から高校まで子供達が自立して生活を営むに必要な住生活上の能力を養成してきた。中には児童・生徒が今直面している住生活上の問題を解決するための学習もある。身につけた学力が、一人一人の生活に応用され

表 2-1-5 集住の歴史的必然性と生活のルール

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|------|-----|---|------------------|---|---|---|--|
| 高等学校 | 住まい | 都市生活の進化の進行が集住を必要にやがてなくすることを理解し、ルールを互いに気持よく守ることが出来るようになる | 集住の歴史的必然性と生活のルール | 1. 居住密度の変遷 2. 近隣トラブルの発生と対策 3. 集住生活での生活ルール | 1) 都市人口・農村人口の変動 共同住宅、ストックの変化(町の地図の歴史から) 1戸当り敷地面積の変化などの指標を使って、居住密度が上ってきていること、共同住宅居住者が増加してきていることをおさえる。 2) 生活音が近所の家では騒音になり、近隣トラブルをひきおこす。その他、庭の手入れ、悪臭など発生源者と影響を受けた者との評価が著しく異なることを知る。 近隣間で起る生活トラブルを相方の位置関係、建物の形態との関連で理解する。生活トラブルは相方が親しい間柄では起きにくいことを知り、集住生活でのコミュニティ関係の大切さを理解する。 3) 近隣関係の中で、住生活による生活トラブルを起さないように住むにはどうしたらよいか。 外国のアパートの生活規則を参考にしながらその地域にあったルールを考えることができる。 | 統計書から図表の作成 統計書は市役所などで調査 生活トラブルの実態調査 生活ルールの事例(ex, ドイツのアパート規則, 借家人のルール集)を参考に使う | 何気なく、又は当たり前に行なった生活行為が受け手をひどく害すること、怠惰が地域生活の均衡を壊すこともある。一方、生活の中には組織だてて考え切れないものがあり、全体の調和のみでは人権を侵害することもありうる。この両面がおさえられること。 生活ルールは一方的規制だけではないことを留意。 |

るために、ここでは物の考え方の筋道を学習する。ここでは住生活の中でも家族のあり方と深いかわりのある6つのテーマをとりあげた。

1. 家族の形態と住まいは生活の最も基本になる家族の形態と関連づけて住居のあり方を考えようとするものである。青年期の若者にとって自己が形成する生活像は自己中心に描かれ、かつ社会的要因が抜け落ち易い。例えば核家族志向が自己の好みの範囲で語られること等である。老人のおかれていた状況や、老人が子供の成長にどのような役割を果たすか、一方老人とは次世代とどのように文化を伝達しあい、親交をあたためるのが好ましいかなど一人一人がしっかりとおさえておく必要がある。その反面、人口の大都市移動や住宅事情の悪化は世帯の分割を余儀無くする。いやおうなく世代分割をせまられた家族にとって住宅を分けることがどのような生活困難をひき起こすか、老人問題にも住宅事情が深くかかわっていることを知らねばならない。

このように家族のあり方が住居に影響を及ぼし、住居の事情が家族の結びつきを規定する。生徒が「空間が生活を規定する」様を科学的につかんでいるかが試される。

2. だんらんの仕方と居間の計画は、家族間の結合関係を価値づける作業を通じてそれを可能にする空間の条件を考えられるようにするための教材である。たとえば、児童・生徒の生活実態報告の中で、「テレビがなければだんらんが保てない」とよく語られている。このことの価値づけの作業がないと、居間又はL、Dがテレビを見られるようテーブルや椅子を配置することに終わってしまったりする。これは生徒のみならず、一般住宅雑誌に掲載されているプランの中でさえみうける。そこにはだんらんに対する主張がまるでない。空間に主張をもたせるためにはその基になる家族の団らんのあり方がしっかり把握されていなければならない。そのためには住領域のみならず、生活全般に関する理解や主張が形作られておく必要があるだろう。

ところが従来の家庭科は生活を総合するという視点はまるで抜いてきた。むしろ、生活手段別に領域を分け、個別の科学を説明したり、個々の技術を教えることに力点がそそがれている。これは、生活に部分的に応用されることがあっても生活全般の改善にはつながらない。ましてや生活手段の変化が急速な今日、技術の内容が陳腐

表 2-1-6 家庭像と間取り

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|------|------|--|---------|---------------------|--|--|---|
| 高等学校 | 住まい方 | 家族員の結合関係を軸にした生活像を描きそれを実現しうる住宅間、住み方を構想できる | 家族像と間取り | 1. 家族の形態と住まい | 1) 老人問題の学習を通じて、老人が疎外されず、かつ、若い家族のプライバシーが保てる住生活を多くの実例を評価していく中で構想する。 | 作文をもとに討論 ・我家の改善すべき点 ・望ましい住生活等のテーマで作文 討論 多くの体験記録を集録 | 世代家族の中の老人 老人のみの家族、老人ホーム等の老人など。 老人と若い世代の関係を含めた老人問題が前もって学習されていること。 接客中心から家族中心へと転換した住生活の中であらためて客の意義とそのための住空間を考える。 |
| | | | | 2. だんらんの仕方と居間の計画 | 2) だんらんの仕方のもっとも個性豊かでなければならない。家族の集いを演出する場を構想する。 | | |
| | | | | 3. 客を迎える部屋 | 3) 客をどのように迎えるか、家族にとっての客の意義と、それを効果的にする空間はどうあったらよいかを考える。 | | |
| | | | | 4. 子供に望ましい住空間 | 4) 子供が家族にはぐくまれ、自立していくためにはどのような住空間が用意されるべきかを考える。 | | |
| | | | | 5. 家事労働の仕方と合理的な施設々備 | 5) 家事労働を主婦だけで行なうべきか、家族の分担で行なっていくか、又、多種にわたる家事労働をどのように系統づけ、作業を流していくかを考え、そのための合理的な家事空間が見つけられる。 (ex, DKとKの比較評価、家事労働とだんらんの有機的関係) | | |
| | | | | 6. 住宅の所有形態の選択 | 6) 今日の住宅事情の中で国民が等しく、住生活の権利を行使し、よりよい住居を求めるためには、住宅の所有関係はどうあったらよいかを出していく。 | | |

化しているものも多い。家庭科は技術教育へのこだわりを捨て、生活を総合的に把握するための総合教育へ向うべきである。

3.客をむかえる部屋；接客は家族のプライバシーを他人に見せることでもありどの家も気をつかう。日本では生活を「ハレとケ」に分化し、住生活についてみると家族の日常生活はケの部分にとじこめ、接客用のハレの部分と混在しないようにしてきた。その結果日常殆んどの生活の中心となる家族用の空間が犠牲にされても外向きの接客空間を整えるという住居観を生んだ。住宅改善は門→玄関→座敷を中心にされ 家族間のプライバシーを保証する空間はなく、集中寝を行ないつつも座敷は来客のために用意しておかれようとした。戦後生活の民主化運動の中で小住宅においては家族を中心とする住生活への変革が広く浸透した。このような歴史的流れは充分理解させる必要がある。

しかし、接客は生活に変化をもたせたり、家族生活に広がりをもたせる点で重要であるし、又職業によっては来客をこばむことができぬものもある。接客をどのような形で行なうかは家族生活を豊かにも窺屈なものにもする。本教材では家族に楽しみを与え、客に気持ちのよい一ときを過せ、かつ家事労働の立場からも合理的な接客のあり方を、空間に結びつけて考えられることを目的にしている。

4.子供に望ましい住空間は2だんらんの仕方と居間の計画と表裏に位置づけられる。子供が家族員の一員として生活運営に参加すると同時に将来に備えて両親から自立していくための準備が日々行なわれている。森島通夫はその主張の中で「イギリスと日本の青少年の自立心の違いは住居水準の違いによるところが大きい^{※1}」と住宅条件と精神発達の関係が強いと述べている。本題材は、学習を通じ生徒が自己の経験を土台により好ましい子供のための住居が構想できることをねらいとしている。子供の自立観を住空間を通して試みると、しばしば独立した子供室を用意するだけで終りがちである。その結果、子供が成長するにつれだんらんが崩れ、家族の結びつきの危機が問題にもなっている。従って2のだんらんの題材と関連させながら家族の生活の調和と個人の尊重が実現するような生活が構想できなければならない。

5.家事労働の仕方と合理的な施設々備は家事労働の担い手は誰かを考えることから始まる。それは又、婦人の就業の選択にもかかわってくる。婦人の就業を保証する家庭環境、生活条件を実現するためにはどのように民主的な生活が構想できるかが問われる。

一方、無職の主婦の場合には、主婦が中心に家事労働は進められるであろう。しかし、子供達には日常生活の積み重さねによって家事技術を身につけさせたい。又、夫も生活困難を理解するためにも家事労働に参加すべき

であろう。家族が参加しやすい家事施設、多くの家事労働が系統的に処理できる施設の計画が構想できるとよい。

6.住宅の所有形態の選択は、生徒が今日の住宅事情を適格に把握し、住宅需要者の志向性が住宅問題の解決に影響を及ぼしている状況を分析できる能力を見につけることによって可能とする学習である。持家を取得することは今日国民大多数の悲願になっているが、持家を取得しても国全体の住宅問題を解決できないばかりか取得者本人の住宅困窮が満されない（持家取得者の中にも居住水準向上のための転居希望者が多い）ことは多くの住宅統計資料が物語っている。にもかかわらず、国民にはあたかも借家のみが住宅水準が悪いかの如く宣伝され、住宅需要者は持家を持つことを生活設計の筆頭にかかげる。持家取得理由は「住宅が狭い」ために住宅改善が必要になり借家には期待がもてないから「家賃を払うより家を持ちたかった^{※2}」ことになり、その結果持家に入居してもそのうち共同建持家の6割が現住宅への永住意志を持っていない現状を無視して、住宅政策及び住宅供給業者は「持家志向は日本の国民性による」といわしめる。国民は、持家志向は作られたものであり、持家が全てを解決するものではないことを十分認識し、志向性が持家政策立案の根拠にされることを拒否する必要がある。そのためには、当事者として住宅市場の渦にまきこまれる前に、しっかりした見通しをもった当事者になるための資質づくりを本題材のねらいとした。

以上、題材の解説を試みた、住い方は国民の日々の営みに題材をもとめている。従ってできるだけ児童、生徒の日常の中に題材を求め努力がいる。又、地域の実情にあった題材の捨捨選択をすることである。

※1 早川和夫「住居と人権」

※2 「昭和53年住宅需要実態調査」

2-2 住居の水準

住教育によって国民が身につけるべき学力の1つとして、国民はどのような水準の住宅に住むべきであるのか又それをどのような手段・方法によって実現させるべきなのかについての能力の啓発が求められる。ただ住宅の質的内容を構成する条件は、住宅の機能や設備、広さや間取り、居住地環境までも含む広範囲な概念であるから、簡単に設定しがたい面がある。加えて「住居の水準」と呼ばれる概念は、通常国民の平均的居住状態を指す場合が多いが、単にそれにとどまらず、国民の住宅や住環境が誘導されるべき到達目標としてのあるべき状態を示す規範的な概念としても位置づける必要があるだろう。

本領域では、小学校課程では「住みやすさ」についての理解を住居の水準の学習目標として設定し、その内容は児童の生活体験を重視しながら、教材として「健康な

住まい”と”使い易い住まい”の2つを設けている。特に”健康な住まい”については、現行の小学校家庭科の指導要領の第6学年における「住居と家族」にみられる教材と類似しているが、本提案では児童に好ましい住居の水準としての内容を理解させることは、子供達が現実の生活の中で体得しうる感覚的な居住条件を素材に、認識を高めることが好ましいとの視点に立って、題材の設定を試みたものである。即ち健康にかかわる要素を明るさと気流と温度にしほり、〈日照と採光〉・〈通風と換気〉・〈冷房と暖房〉をとり上げ、実生活体験の中からこれらの要素が住む人の快適性にどのようにかかわっているのかを考えさせようとしている。そしてその考察の中から、快適性の指標として、どのような基準を設定するのか理解しやすいかということも考えさせようとしている。“使い易い住まい”では、住空間と住む人の住生活行動の対応のあり方を中心に、事故や怪我の発生場所、無駄な空間を考えさせ、それらの事象の背後にあるものから、使いにくい条件とは何かを抽出させ、逆説的に使

いやしい空間が確保しなければならない条件を整理することとしている。中学校課程では、「安全性」と住まいについての「設備水準」を住居水準の学習目標として設定した。内容として「安全性」については、住まいが人間に保障すべき第1義的機能であるシェルター（避難所）としての役割を改めて認識させ、そのことから、災害として住宅が被むる各種の自然の脅威と、今日社会的な関心の高まっている欠陥住宅をとりあげ、こうした自然災害や人為的災害が住宅に与える脅威の種類と、その破壊力を具体的に認識させることとしている。そしてそもそも住宅は、各種の災害から住み手の生命や財産を保護するための“防災性”が確立していることが何にもまして重視されなければならない機能であることを理解させる。又欠陥住宅を取り扱うことによって、今日の住宅市場のもとで、住宅は防災性能の切り下げによって需要能力に対応するよう供給させられている社会的・経済的背景を考えさせ、居住者が住宅を選択したり、維持管理する際にどのようなことに注意を払うべきかについての能力を

表2-2-1 住みやすさ

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|--------|-------|----------|---------|---|--|--|
| 小学校 | 住居のやすさ | 住みやすさ | 健康な住まい | 日照と採光 | 日のよく当る部屋や明るい部屋とはどんな部屋か、明るさや暖かさはどのようにして計るのか、どの程度の明るさ暖かさが必要だろうか。 | 児童が住んでいる住まいを例にして、一番明るい部屋はどこか、一番日の当る部屋はどこか、なぜそうなのだろうか、どの程度の明るさや暖かさなんだろうかを測定実習を通じて理解させる。又その部屋を誰が、何の目的で使っており、なぜそうするのかを考えさせ、居住条件としての日照、採光の重要性を理解させる。 | 児童の住まいを例に学習を進めることが困難な場合、学校の教室を例にとっても可能である。季節によるちがいも考慮する必要がある。 |
| | | | | 通風と換気 | 涼しい部屋や風通しのよい部屋はどこか。通風は住まいにとってどうして必要なのか、通風による効果として何が考えられるのか、どの程度の通風が必要か。 | 住まいの中で夏最も風がよく通る部屋はどこか、一番涼しくてしほぎやすい部屋はどこか、なぜそこはよく風が通るのか、風が通るための条件は何だろうか、なぜ暖房時に何度も窓を開けるのかを理解させる。 | 学校の教室にあっても暖房時に換気の必要性のあることを併せて理解させる必要がある。 |
| | | | | 冷房と暖房 | 冷房と暖房の必要性と、そのための器具にどんなものがあるか、それぞれの器具の使い方と特徴は何か。 | 冷房や暖房はいつ頃から使用しはじめるのか、その時の屋内外の気温はどうか、どの程度に温度調整しているのか、使用時間はどの程度か、どんな種類の器具があり、どのように使うのかを理解させる。 | 冷暖房器具の使い方の注意事項を学校の教室等の施設を通して展開する。学習効果を高めるうえで、カリキュラム編成上時期の考慮が重要である。 |
| | | | 使いやすい住まい | 住まいの怪我 | よく怪我をする空間やよくぶつかる家具・設備にどんなものがあるか。 | 住生活の中で遭遇する、よくぶつかる場所、ころびやすい場所を考えさせ、その原因を空間の形態や素材の特性面から理解させる。 | 住宅を事例にとり上げることが困難な場合は学校の教室、施設を用いても近似的理解が得られる。 |
| | | | | 使いにくい部屋 | 日頃使用しない部屋や使いにくい部屋・空間にどのようなものがあるか。 | 家庭の住生活の中で不便を感じたり、使いにくい思いのする空間を指摘させ、その原因を整理することにより、使用に適さない条件を理解させる。 | 児童の行動の仕方の反省も含めて改善方法を考えさせる必要がある。 |

育成することをねらっている。住まいに対する無知が、住宅の災害や欠陥を拡大させ再生産させる大きな下地になっていることも併せて理解させる必要があると考えている。“防犯性”では我々の住まいが、これまでの住宅のように接地性の高い開放的な住まいの形式から、集合性（非接地性）の高い密室的な形式に変化しており、同時に居住地の形態も住宅の大量建設・大量供給によって不特定多数の居住者の侵入や外部者の出入が簡単な空間に変化していることを理解させ、人間の安全性を保証するはずの住宅や居住地が、逆に容易に危険な空間に転化する可能性が高まっていることを理解させようとしている。

。そのことから住宅の機能として防犯機能が必要なことや、日常生活面での居住地の隣人とのつながりの必要性を考えさせ、緊急避難のあり方を理解させることも課題としてとり上げている。「設備水準」では、今日の社会生活を営むうえで住宅に不可欠に必要な設備とはどのようなものであるかを考えさせ、今日の住まいの機能が、どのような設備や機器とのつながりの中で成立しているのかを考えさせることとしている。又、住まいの環境も従来のように自然と1体化した中で、あるいは自然を活用する中で機能していた状態から、人工的環境へと創り変えられていることを学ばせることをねらっている。

表 2-2-2 安 全 性

| 課程 | 領域 | 目標 | 教 材 | 題材・単元 | 学 習 内 容 | 指 導 方 法 | 留 意 点 |
|-------|---------|-------|---------------|-------------------|--|---|---|
| 中 学 校 | 住 居 水 準 | 安 全 性 | 防 災 性 | 火災・爆発 | 火事やガス爆発による災害はなぜ発生するのか、災害発生の原因はどこにあるのか、災害発生と住宅の構造、設備、住まい方はどのようにかかわっているのか。 | 火事やガス爆発の直接的・間接的体験の中から災害の恐ろしさと被害の大きさを理解させ、又防災性を高めるための設備のあり方や住み方を理解させる。 | 校区の消防署等の資料やヒヤリングを基にした身近かな事例からの学習が効果的である。 |
| | | | | 地震・台風・豪雨 豪雪・出水 | 自然災害にはどのような種類があるのか、それによって住宅はどのような被害を受けるのか、それを防ぐためにどのような構造と設備が必要なのか。 | 地震や強風、豪雨（地域によっては豪雪）、出水等が、住宅の構造面に与える被害の内容を理解させる。住宅が地域の気候条件に対応した形式をもつことの意義を理解させる。 | 地域の昔からの住宅形式や古老達の体験を集めて、自分達の住んでいる地域の住宅に求められている防災性能を具体的にわからせる必要がある。 |
| | | | | 欠陥住宅 | 住宅自体の中に存在する構造上の欠陥としてどのようなものが多いか、どのような点検が必要なのか。 | 住宅の見えない部分に発生する欠陥の特性と、その点検箇所及び点検方法、その必要性を理解させる。 | |
| | | | 防 犯 性 | 住まいと犯罪 | 外部からの進入のし易い住宅はどのような住宅か、どこが進入の場所になり易いのか、安全な居住地とはどんな居住地なのか。 | 開放的な住宅と密室的な住宅の防犯性能のちがいと住み方のちがいを理解させる。居住者以外の外者の出入の容易な高密度居住地、集合住宅の死角空間の犯罪的要因を理解させる。 | 居住地の警察に資料をもらって住まいに関連する犯罪を実感として認識させ、防犯的性能の必要なことをわからせる。 |
| | | | 住 まい の 設 備 | 住まいの機能 | 住まいにとって第1義的に必要な機能は何なのか、それを満たすためにどのような空間や設備があるのか、住まいの機能はどのように変化してきたのか。 | 生物の巣や太古の住宅等から人間が住まいに求めてきた初歩的機能を理解させる。次いで、社会の変化や発展によって今日どのような機能が必要になっているかを理解させる。 | 住まいに必要な機能は、時代や社会の制約を強く受けるものであることと今日の社会で満されるべき機能が何かをわからせることが必要である。 |
| | | | 設 備 と 人 工 環 境 | | 現代の住宅では、給排水系施設・ガス・電気等のエネルギー系施設はどのように供給されているのか、構法の工業化、使用材の新建材化はどのように住まいの環境を変化させているのか。 | 在来工法の住宅が我国の自然環境に適応する型で成立してきたことと、その中で定立していた住み方が、住まいの環境が設備の機械化により、人工環境化することにより新たな対応を求められていることを理解する。 | |
| | | | 設 備 の 社 会 化 | | 現代の住宅の施設・設備はどのように社会化、集約化されているのか、なぜ社会化・集約化が進むのか、そのことは住宅の性能にどんな変化をもたらすのか。 | 実生活の中で、施設や設備が個別に存在することによって生じる不便や不経済を理解させる。又、施設の社会化・共同化がもたらす効果と、施設のネットワークと住宅のかかわり方を理解させる。 | 生徒達の居住地を対象に社会化・集約化・共同化してきた施設・設備を具体的に考察させ、その結果生じた変化を認識させることが必要である。 |

る。更に近年、住宅や居住地において住生活の維持に必要な各種の設備の集約化・社会化が急速に進行している実情を理解させ、住宅の性能は各種の都市施設のネットワークの上に成立してはじめて機能できるものであることを学習させることも加えている。高等学校課程では、国民は自ら住まうべき住居の水準を、どのような内容で保証される必要があるのかを理解できる認識を深め、住宅政策を社会の成員として建設的立場から評価できるようにする能力を育成することを住居の水準の学習目標と

してあり、教材として「住宅事情」と「住宅政策」の2つを設定している。「住宅事情」では「住宅問題の歴史」と「国民の住宅事情」を題材としてとりあげ、今日の厳しい住宅事情を住宅問題の史的経緯の中で学ばせ、社会的問題として正しく認識できる能力を身につけさせることに重点を置いている。住宅水準の違いによってもたらされる階層差は、国民の住宅取得能力と住宅供給条件の不可避的乖離がもたらす結果であることを正しく認識できることと、従って住宅事情の貧しさによってもたらさ

表2-2-3 住宅事情・住宅政策

| 課題 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|---------|-------|----|------------|-------------------------------|---|---|--|
| 高等学校の水準 | 住居の事情 | | 住宅問題の歴史 | 住宅問題の原因 古典的住宅問題 | 住宅問題とはどのようなことをいうのか、住宅問題はなぜ発生するのか、なぜ住宅問題は社会問題なのか。 初期の住宅問題はどのような特徴をもっていたのか、それに対してどのような対応がなされたのか、住宅問題はどのように変化してきたのか。 | 働く人々の住まいの水準は昔から好ましい状態にはなかったこと、近代に入って住宅問題は産業経済活動と不可避的に結びついて発生するようになったことを理解させる。 産業革命によって労働者の住宅条件が劣悪なものにおかれたことや、その中で生活がどのような悲惨な状態であったのか、又それに対して慈恵的対策はどのような役割を果たしたのかを理解させる。 | 住宅の水準や住環境の貧しさの原因は、居住者1人1人の努力のいかんの問題ではなく、基本的には社会的な問題であることを正しく認識させる必要がある。 |
| | | | 我国の住宅事情 | 住宅事情の今日的特性 | 現代の住宅問題はどのような特徴をもっているのか、都市問題と土地問題は住宅問題にどのようにかかわっているのか。 | 今日の住宅問題は単に建物としての水準の問題だけでなく、住生活の環境の全体的な悪化という側面をもって進行していることや、特定の階層だけでなく、都市居住者全体にかかわる問題としてとらえる必要のあることを理解させる。 | 居住地環境悪化の事例を、学生達の居住地を対象に生活環境の変容と生活基盤施設の充足状況等を把握させることによって、具体的に理解させることが必要である。 |
| | | | 住宅政策と生存権保証 | 基本的人権と生存権 住宅政策の体系 | 人間が健康にして文化的な生活を維持するために必要な住まいは誰が保証すべきなのか、生存のための基本的人権とはどのように保証されるべきなのか。 我国の住宅政策はどのような歴史をもっているのか、現在の住宅政策の体系とその特色はどのようなものか。 | 基本的人権はその中に生存権を含むものであること、そして生存権は具体的に物的内容として保証されるべき内容のものであることを理解させる。 戦後の住宅政策の基本的な流れを体系的に理解させ、階層的対応をとっている我国の住宅政策の基本的理念とその問題点も理解させる。 | 住宅政策を慈恵的なものから社会保障的なものへ学生自身の認識を改めさせることが必要である。 |
| | | | 国民の居住水準 | 居住水準の指標 最低居住水準と平均的居住水準 | 国民が今日の社会で等しく保証されるべき住居の水準を決定する要素は何か、どの程度の状態が必要なのか、どのような実現方法があるのか。 全ての国民が主体的条件のいかにかわらず保障されるべき住居の水準とはどんな内容なのか、一応好ましいと考えられる住居の水準とはどのようなものか、住居の水準と住宅の所有形態・住居費負担はどのようにかわるのか。 | 居住水準は居住者の家族条件とのかかわりの中で相対的に決定されるものであること、又要素として食寝分離、就寝分離、衛生設備の独立専用性等の確立が不可欠であることを理解させる。 住宅政策では全ての国民に最低限度の住生活を保障する水準として最低居住水準を決定していることを理解させ、あわせて居住環境の水準についてもナショナルミニマムの決定が必要であることを理解させる。 | 居住水準の考え方はいくつかの提案のあることを前提に、現在政策的に位置づけられている最低居住水準と、平均的居住水準がどのようなものであるかを理解させる必要がある。同時に最低居住水準が今なを完全に保障されていない事実や、こうした水準は社会的時代的規制を受けつく相対的に上昇すべき概念であることを理解させる必要がある。 |

れている国民の間の生活較差は本来個人の責任に転化されるべきものでないことを理解させることがねらいである。又住宅問題は今日都市問題・土地問題と複合して更に複雑な様相を呈しており、特に都市化の急速な進展が居住地環境の全面的な破壊を進行させている点を注目させることを課題としている。「住宅事情」の教材を通して、学生達が今日の我国の国民がおかれている居住状態を客観的に認識できることと、自らの居住条件を住宅階層として位置づけることのできる能力を育成することを期待している。「住宅政策」では“住宅政策と生存権保証”及び“国民の居住水準”についての具体的理解を学習課題として題材に設定している。我国の住宅政策は体系と特性を歴史的に考察することを通して、政策の中に流れる戸数主義・持家主義・住宅自助主義の理念を明らかにし、それが我国の国民の居住条件の改善に与えてきた巧罪について理解させる、また我国の住宅政策が欧米の先進諸国に比較して貧弱であるが、その1つの理由として国民が憲法に示された基本的人権としての住宅保証にかかわる、社会的責務についての認識が低い点が指摘できる。このため住まいに関する建設的な権利意識を育てることが課題となっている。好ましい住宅水準の実現は、公共体が国民に生存権として保証すべき内容と個人が私的要求の実現として努力し対応すべき内容とのかわりの中で果されるべきものであることを理解することがぜひとも必要である。最後に国民が今日憲法に保証されている最低限度の住生活を維持するために必要な住宅の水準とは具体的にどの程度のものであるのかを理解でき、今後の住要求のための行動基準を確立できるようにするため、ナショナルミニマムとしての「最低居住水準」や一定の好ましさを保証する「平均的居住水準」が政策として設定されている根拠を考察させることも学習課題として設けている。

以上の学習は、「住居の水準」というものを学習者の身近な空間から一般の空間へと発展させ、更に体験的・経験的に理解できる住みよい空間から理論的に設定される快適な空間へと認識を高めさせるよう教育課程別に教材と題材を配置したものである。従って小学校課程では「住みやすさ」の教材は本カリキュラム構想の他の教材領域と総合されることによって、児童の発達段階に対応した住居観を形成する1つの要因として作用するものである。又同時に「住居の水準」を横断的に学習することによって、「住みやすさ」、「安全性」、「設備水準」、「住宅事情」、「住宅政策」という教材群を学ぶことになり、学習者は彼の発達段階に対応した型での住居の水準に関する知識と問題解決能力を身につけ、「住居の水準」の総合的理解がユニット的に啓発されることになる。いづれにしても、学校教育課程では、国民の1人1人が自らの住まいの居住条件を客観的に認識でき、問題点を

積極的に把握し、その解決のための個人的努力と社会的責務が判断できる学力を保證してゆくことが重要であると思われるし、同時に彼ら自身にとって保證されるべき住居の水準のナショナルミニマムに関する具体的内容を認識できる能力を育てることも、あわせて重要な学習目標であると考えている。

2-3 住居の管理

「住居の管理」の定義については、いまだ、諸説定まらずの観があるが、大きく、①物的維持管理、②経済面からとらえる経営管理、③居住者の組織的扱い方等にかかわる運営管理、④居住者同志の共同生活のあり方からみる共同生活管理、に分けられると考える。更に居住地域（その範囲がまた問題であろうが）の環境を管理するという面からの地域管理を含める場合もある。本構想の5本柱の1つとしての「住居の管理」は、主として、①物的維持管理と②経営管理を扱い、④共同生活管理は「住い方」高校課程「集住のルール」で、地域管理は「地域環境」高校課程で扱うこととしている。③運営管理については、その専門性に鑑みて、扱っていない。

現行の家庭科教科書において、住居の管理に関連する題材を拾ってみると、小学校5年の東京書籍版では、「きもちのよいすまい」において、「すまいのよごれ」「持ち物の整理・整とん」「そうじ」「仕事に役立つもの」開隆堂版では「整理・整とんとそうじ」において、「持ち物の整理・整とん」「そうじ」「ごみや不要なものの処理」が該当する。小学校6年には関連題材はなく、中学校では3年に「電気機器の取扱い」（開隆堂）が出てくる。高校一般家庭になると、各社とも「住居の管理と美化」をとりあげ、住居の物的維持管理や、住居費の問題を扱っている。また、来年度から実施される中学校新指導要領に沿った、東京書籍の家庭科教科書、H住居によると、「室内の環境と設備」において、「給水の器具と排水の器具」で器具の取扱い方、「家具・ゆか・壁面の手入れ」で、手入れの役割とその手順が取り入れられている。

このように見てくると、住居の管理に関しては、現行家庭科においても、ある程度扱われていると見ることができよう。しかし、その扱いは、生徒が身近に実践しやすい、生活テクニク的な、また、生活秩序を保つという生活規範的な印象の強い、整理・整とん、そうじ、生活機器の手入れ、美化等に流れる傾向がみられ、それぞれの行為の持つ意義を明確にしようという意図は、極めて薄弱だといわざるをえない。それは従来家庭科が、題材を1住戸単位の家内内の諸現象にのみにとらわれ、かつ生徒自身の実践性により、評価を行おうとするところに起因し、小・中・高校を通じて家庭科で、更に住分野でどのような力を身につけさせ、また、高校終了時に

どのような力が身につけているべきかを明らかにしていないためであろう。

従って、本構想における「住居の管理」は ①人はすべて、生活に使用している種々の物（生活機器・家具類から住宅そのものまで）を汚し、損傷を与えながら生活をしていること。②依って、それぞれの性能を十分に発起させるためには、物の取捨選択から廃棄までの全過程（物の寿命）において、住み手及び所有者が管理責任を持ち、適時適切に、整理・整とん、不要品処理、そうじ、維持補修などの管理行為を行わねばならないこと。③このような管理行為には費用や労力がかかること。しかし、適時適切に処置は、その費用や労力を少なくすると同時に、終局的には物の寿命全体を考えた場合、その価格の引き下げに連なること。④管理行為そのものは、非常に個人的な行為から発するものであるが 同時に社会的意義と大きく繋がる行為であること。更に今日のように複雑な居住形態のもとでは、⑤個人的な管理責任のみでなく、協力して共に管理を行わねばならない部分の多いこと。などを通して、生徒に住居管理の重要性を認識させることを目標とする。それに伴って、生徒自身が、身近な管理を実践するように、単なる知識上の認識に終わらないように配慮したい。

住環境教育の1本の柱である「住居の管理」としては以上のような筋立てのもとに、管理の重要性を強調せねばならないが、これは必ずしも、家庭科のみで扱われる必然性はない。そこで、他教科における住居の管理関連題材をみてみると、小学校4年社会科に「ごみのしまつ」が中学校公民に「ごみ問題」と「家計収支」が、中学校保健体育に「有害動物とその処理」などが扱われている。しかし、これらはほとんど、健康な生活、ゆたかな生活の一部として扱われていたり、また、それを支える社会施設の仕組みを知り、自分達がそれとどうかわるのかという点からとらえられている。「ごみ問題」は、ごみが家庭から出されるところから始まり、その処理過程を知ることに観点がある。生徒の認識も、「ごみをいかに迷惑にならないように出すか」にあり、住環境教育として目ざす、「ごみはなぜ出るのか。いかに出さないようにするか」とは異なると思われる。すなわち、前述のごとく、人と物との関係における、物の損耗過程全体を通しての管理の重要性と個人の責任を明確にする、「住居の管理」は、やはり、消費生活全般の中で、真の豊かさを追求することを目標として掲げている家庭科において、系統だつてなされることが最善策ではないかと考える。

それでは、「住居の管理」を家庭科で取り扱う場合、どのような点に留意すべきであろうか。先にも述べたように、題材としては、現行でもかなり取り上げられているのであるから、前記「住居の管理」の観点に沿って、題材の扱い方と主張点を整理し、最終的に、物及び住宅

の管理における個々人の責任の所在と重要性を認識させるという系統性を持たせることであろう。題材および指導方法の選択にあたっては、家庭生活を基本とし、実践性を重んずるという家庭科の学習方法を長所として生かし、生徒の発達段階に応じて、個人的で身近なものから、より家族的・社会的なものへを広げ、より高度で多面的なものへと深めることに留意すべきであることはいうまでもない。

ただ、住宅そのものの管理を扱う中学以降の教材は、どちらかという、生徒にとって関心の薄い分野であり、実践性も少く、一般に知識偏重になり易い懸念があり、十分な工夫が必要であろう。

ここで本構想における「住居の管理」の大筋について述べておく。

① 小学校においては、生徒の机のまわりや学校・教室における身近な物の整理・整とん、そうじの実践を通して、そのやり方や役割を理解させるとともに、物を有効に長持ちさせて使うことの大切さを知らせる。そのためには個人個人やそれぞれの家庭において、物の選択時から不要品として出すまで責任を持つ必要があり、整理・整とんやそうじはその手段として重要な行為であることに気づかせることで結ぶ。

② 中学校においては、大きな物の1つとして、住宅を扱い、物の面から管理の重要性を学ぶとともに、掃除の初期損傷発見手段としての役割に気づかせる。次いで住宅の種類によって異なる管理の側面を系統的に知り、住宅の管理に対する責任の所在と、住宅を長持ちさせることの社会的意味を考えさせて結ぶ。

③ 高等学校においては、中学校で学んだことを受けて、その経済的側面へ内容を展開する。住宅の建設量、家賃・地代、維持管理費の構成の概要を学び、住居費として計上すべき内容やその負担能力について考えさせる。これらを通して、住宅の社会的財産としての意義と、そのための管理の重要性、管理を適時適切に行うことの経済性について理解させる。

2-3-1 身のまわりの整理

小学校では、「身のまわりの整理」を通して、正しい物の管理のあり方、その意義を理解させる。更に、物を有効に長持ちさせて使うことの重要性認識にもとずいて整理・整とん、清掃という管理行為の位置づけを明確にする。

学校や家庭において、身近に存在するいろいろな物について調べ、整理に関する体験・実態の中から、その意義や原則を発見させ、問題の核心に近づけるという学習方法をとる。

題材の流れとしては、①物には一定の置き場所のあること、②整理・整とんの必要性和意義および、③原則に

ついて理解させ、実践させる。④身のまわりのごみをその発生原因別に知り、⑤掃除の仕方、役割、付随的効用について考えさせる。最後に物の管理における、⑥物の選択と再利用の重要性を取りあげる。

ここでのごみの取り上げ方は、整理・整とんに伴って出て来たごみの分類などから、何故ごみが出るのかを考えさせる中で、不要な物として出されるごみにも、まだ寿命のある、使えるごみが多く存在することや、不要に

表 2-3-1 身のまわりの整理

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|-------|----------|--------------|---|---|--|---|
| 小学校 | 住居の管理 | 身のまわりの整理 | 整理・整とんの意義と原則 | 1. 物の置き場所 2. 整理・整とんの意義 3. 整理・整とんの原則 | 1) 私達の生活にはいろいろな道具や物が必要であり、それにはそれぞれ置場が決まっていることを知り、何故そこに置くのかを考える。 2) 身のまわり(学校・自宅)で物がちらかっていたために、探し物がみつからなかったり、じゃまになったりした経験について話させ、なぜそのようなことになるのか、どうすればそのようなことが起らないかを考えさせ、整理・整とんの必要性、意義に気づかせる。 3) 自分の机の中や本棚、教室内の整理をやってみて、整理は物の分類から始まることに気づかせる。 4) どんな分類方法があるか、整理・整とんの原則について知ると同時に、その習慣化の重要性をわかり、実践させる。 | 実態調査(学校)(グループ) 討論 実習(宿題) 討論 | ・学校で使うもので置場のはつきりしたものを取りあげる ・自分だけでなく家族が困っていたことなども含め、自由な発言を引き出す。 ・収納家具の量、寸法、中に入っている物、などの関係に気づかせることがとさらによい。 整理中に出て来たごみはとっておいて次の単元の教材とする。 |
| | | | 清掃とごみ処理 | 1. 身のまわりのごみ 2. そうじ | 1) 整理・整とんの時出てきたごみ、各教室の掃除で出てきたごみを分類し、表をつくる。更にごみ収集時のスライドに出て来るごみの分類表をつくり、ごみの種類を知り、何故ごみが出てくるのかを考えさせ、物に寿命のあることに気づかせる。 2) セロテープにくっついたごみを顕微鏡で見ることにより、ごみには人の動きで自然にでるわたぼこりのようなごみ、自然現象による土ぼこりなどのごみのあることを知る。 3) ごみを取り除く作業として、掃除があることに気づかせ、上手な掃除の仕方について話し合い、実践させる。同時に掃除の他の効用について考えさせる。 | ごみの分類表づくり(グループ) (グループ) ・セロテープによるごみ集めと顕微鏡による観察(飯野実践例利用) 討論 | ・分類表は(物の選択・再利用)でも使用。 ・ごみになった原因を自由に発表させる。 ・ごみは教室のできるだけいろいろな場所から集めさせ、自分達の衣服の繊維がまざっていることなどに注意させるとよい。 ・掃除の他の効用として、「物を見つめる」(物の点検)を引出し、それを中学の「建物の点検」につなぐ下地とする。 |
| | | | 物を長持ちさせる | 1. 物の選択と再利用 | 1) ごみとして出されたものを処理するためにどれだけ多くの人とお金がかかるかを知り、ごみの分類表の中から、減らしうるごみをあげさせ、ごみを減らす方法について考えさせる。また、物を長持ちさせ、物の寿命をまっとうさせることの社会的意義を知らせる。 | ・ごみ処理のスライド ・市の決算書 ・ごみ分類表(「身のまわりのごみ」でつくったもの) | ・ごみを減らす根本は、物の選択時にいらぬものをかわないことであるが、家に持ち込んだものは、長持ちさせ、寿命をまっとうさせることが大切であり、そのためにも整理・整とん、掃除の重要なことを強調する。 |

なってしまった原因にもいろいろあることを知らせ、また、無意識のうちに、人の動きに伴って自然に出るごみや、自然現象によって出るごみなど、防ぎにくいごみの存在に気づかせるなど、ごみが、物の管理と、それに対する個人への対応の仕方、社会および住環境との関係を総合的に把握させる題材として最適であるということを用意したものであり、社会科におけるごみ処理そのもののあり方や、ごみ公害をテーマとする扱い方とは、大きく異なる。出されたごみの処理方法については、4年生社会科を復習する形で概観するに留め、むしろその費用の大きさや、ごみ処理のための自動車公害や、道路・用地確保等の地域環境に与える影響を強調する。そして、ごみを減らす方法について考えさせる中から、ごみを減らす根本は、「物の選択時にいらぬものを持ち込まないこと」であり、「物を有効に長持ちさせて使い、物の寿命をまっとうさせること」であること、そのためには整理・整頓、掃除などの管理行為が重要であることを理解させたい。

実験・実習などの学習方法については、既に多くの良い実践例があり、それ等を大いに利用することは良いであろう。しかし、これらはあくまで、前述の目標に沿った正しい物の管理のあり方を理解させる一手段として、組み込んでいただきたい。

2-3-2 建物の維持管理

小学校の物の管理をうけて、一つの大きな物として、住宅を長持ちさせるためには、定期的な点検や、損傷の早期発見、早期修理の重要なことを理解させるとともに住宅の種類によって異なる管理責任の範囲等を系統的に知り、その特徴をわからせる。また、建物の改修・改善が、住宅を長持ちさせるために有効な手段であることを理解し、改修・改善が可能な条件を知り、その条件づくりと十分な管理の社会的意味に気づかせることを目標とする。

まず、教材としては、「建物の寿命」「建物の管理」「建物の改修・改善」の三項目を取り上げる。「建物の寿命」では、①住宅も他の物と同様、使うことによって汚れたり、損傷をおこしたりしながら、古くなっていくメカニズムや、建物の陳腐化、施工不良などの欠陥が、寿命を大きく左右することを知らせる。②管理状態の良悪2種類の住宅を比較することから、定期的な点検と損傷の早期発見、早期修理の重要性に気づかせ、小学校の「そうじ」との関連から、掃除の初期損傷発見手段としての役割を認識させる。次に「建物の管理」では、住宅の種類による管理面の違いについて、①構造材料による差を、木造住宅と鉄筋コンクリート住宅との比較で、②専有部分と共有・共用部分の差を、独立住宅と共同住宅の比較で、③部屋内部のみと躯体部分を含む所有関係に

よる管理責任の差を、借家と持家の比較によって系統的に理解させ、以上の①～③の特徴が複雑にからみあった、分譲共同住宅（いわゆるマンション）の管理のむずかしさと、区分所有者（各戸の所有者）の管理責任・義務を明確にすると同時に、協力して維持管理につとめることの重要性を認識させる。最後に、「建物の改修・改善」では、①住宅を若がえらせ、長持ちさせることに有効な一手段である、建物の改修・改善をとりあげ、改修が可能な条件と、その条件づくりの大切さを知らせ、住宅を長持ちさせる社会的意味を考えさせたい。

先述したように、これらの教材・題材は、生徒にとって関心の薄い、経験を意識していない事項が多く、内容的にも知識偏重の、実習の少ない授業となり易いと思われる。また、この教材を中学校段階で取り上げることについても、生徒にとって中学時代は自己形成の時期でもあり、住宅そのものや、社会的関心よりも、より個人的関心の強い時期であることを考えあわすならば、異論のあるところでもあろうが、建物を長持ちさせ、社会的財産として蓄積するには、管理の重要性と個人への責任をはっきりと認識させることが重要であり、現実にも多くの弊害が起っていることや、他教科においても全然扱われていない分野であることなどから、更に、高校でこれらを経済的側面から、再度取り上げるための下地づくりとしても、あえて中学段階に組み入れてみた。

指導方法としては、生徒の関心をいかに引き出し、興味を持たせるかという工夫が必要である。種類の異なる住宅に住む生徒の体験や、家族から聞き取った話を、できるだけ多く発表させながら、問題点を整理したり、身近にある建物の利用を考えたり、スライドやO・H・P・等を適宜利用し、新聞記事も活用したいものである。また、学校の建物を実際に点検してみたり、専有部分と共有・共用部分の差などは、自分の教室と、特別教室や廊下などの共用部分に、置き換えて理解させるのも一方法であろう。

2-3-3 住居の管理と住居費負担

住宅の経済的側面を扱う。住宅の取得費と維持管理費の関係を通して、維持管理を適時適切に行うことの重要性と、経済性を理解させ、その経費負担について考えさせる。住宅を社会的財産として蓄積させることの意義とそれに対する個人の責任、社会の責任を明確に位置づけ将来の住宅管理者として、基礎的な考え方を身につけることを目標とする。

まず、「住宅の取得費」から導入し、①「住宅建設費」の内訳の概要を学び、住宅の構造・建て方による比較をさせる。②建設費に占める土地代の大きさ、その影響力を示し、次に③賃貸住宅の「家賃・地代」のメカニズムを知った後、賃貸住宅の管理費の位置づけを行う。「住

表 2-3-2 建物の維持管理

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|---------|----|----------|-------------|--|---|---|
| 中学校 | 住居の維持管理 | | 建物の寿命 | 1. 建物の寿命 | 1) 建物も大きな「物」であり、汚れたり、いたんだり、こわれたりすること、建物にも寿命のあることに気づく。 2) 建物の寿命に影響を与えるものには、①損傷、②陳腐化、③施工不良などがあること。また損傷の原因（汚れ、摩耗、風化、外力、腐蝕、虫害）について知る。 | 掛図かO.H.P | ・一般に知識偏重になり易いので、できるだけスライド、掛図、O.H.Pを利用して興味を持たせる。 |
| | | | | 2. 管理の必要性 | 3) 同建築年でありながら、建物の現状の良いものと、悪いものを比較し、その差を引き起した原因について話し合わせ、建物の管理の重要性に気づかせる。 4) 建物の管理は大きく躯体部分と内装部分の管理に分かれ、躯体は家庭生活を保護する器として、自然の猛威に対抗しているため、小さな損傷が建物の寿命を左右したり、危険につながるため、定期的点検や台風・地震後の点検が必要であること、損傷はできるだけ早く、小さいうちに修理すべきであることを理解させる。またその主な点検箇所についても知る。 5) 日常の清掃は、建物の損傷箇所を早期に発見するので、重要な管理であることに気づく。 | | |
| | | | | 建物の管理 | 1. 木造とRC造の管理 2. 独立住宅と共同住宅の管理 3. 持家と借家の管理 4. 分譲共同住宅の管理 | 1) 建物の構造材料により、建物の寿命や管理の留意点に差のあることを知る。 2) 独立住宅は専有部分のみであるが、共同住宅には、専有部分と共有・共用部分があり、特に共有・共用部分の管理に注意せねばならないことを知る。 3) 住宅の所有形態により、管理の責任が異なることを知る。持家では管理責任が重いことをわからせる。 4) 分譲住宅の所有の特徴を知り、持家であり、かつ共同住宅であることから、区分所有者(各住戸の所有者)が協力して、維持管理につとめねばならないことを知る。 | ・掛図 or O.H.P ・生徒の体験発表 ・スライド or O.H.P ・生徒の体験発表 ・自分の教室と他の部分との比較 ・借家の賃貸契約書をもて話し合う ・分譲共同住宅の管理人の話をきく ・スライド or O.H.P |
| | | | 建物の改修・改善 | 1. 建物の改修と改善 | 1) 建物の老朽化や陳腐化を防ぐために改修工事があることを知る。改修が可能な条件(躯体の質・十分な広さ)を知り、住宅を長持ちさせることの社会的意味を考える。 | ・スライドの後討論(グループ) ・民家の良い改造例があれば見学 | ・西欧諸国と日本の一般住宅の差、日本の民家と現在の住宅の差を意識して改修可能な条件づくりの大切さをわからせる。 |

表 2 - 3 - 3 住居の管理と住居費負担

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|------|-------------|----|----------|--------------------------------|---|---|---|
| 高等学校 | 住宅の管理と住居費負担 | | 住宅の取得費 | 1. 住宅の建設費 2. 家賃と地代 | 1) 住宅を建設する場合、どのような費用があるのか建設費の内訳を知ると同時に、住宅の構造・建て方によって、その費用の内訳の割合、一戸当りの負担額に差のあることを知る。 2) 住宅の建設費の大きな部分を土地代が占めていること、土地の価格が、住宅建設費をいかに左右するかわかる。 3) 住宅を借りる場合の家賃の構成内訳・一般的算定法を知る。また、借地代についても、その構成・算定法について知る。 4) 住宅を借りる場合に、実際に必要な費用として敷金、礼金等があること、また、それらが家賃額を左右すること。その内容に地方差のあることを知る。 | ・住宅の建設費内訳の事例モデル(構造・建て方別の事例)による計算(グループ) ・学校周辺の地価、建設費の年次変化を調査し、表づくり(グループ) ・同金額でかえる土地の大きさ国際比較(O.H.P) ・家賃・地代算定法の式による説明 ・表等による説明 | ・不動産会社、工務店を選定しておいて話をききにいかせる。 ・維持管理費がどう扱われているか。敷金と管理費の関係にふれておく。 |
| | | | 住まいの維持経費 | 1. 住まいの維持経費 | 1) 住宅を取得すれば、建設費等のイニシャルコストの他に、住まいを良好な状態に維持するための、維持経費(ランニングコスト)が必要なことを知る。 2) イニシャルコストから、ランニングコストまでを通して、建物のライフサイクルに応じた住宅管理の負担と責任を知る。いつ、どの箇所の維持に、どれだけかかり、誰に負担義務があるのか。 | ・住宅の維持経費のモデルによる討論 | ・中学の持家と借家、独立住宅と共同住宅と関連づけて、管理費負担と責任の差をわからせる。 |
| | | | 住居費と負担能力 | 1. 家計費の中の住居費 2. 住居費負担能力 | 1) 家計費における、住居費の一般的構成とその一般的傾向を知る。 2) 住居費の構成は住宅の所有形態によって大きく異なるが、持家の場合には実支出外の支出の項にある土地家屋借金返済の費用や更に初期投入費用、建物の償却費を考慮せねばならないことを知る。 3) 持家の取得における借入金の割合、その返却額について知り、住宅取得能力限度ぎりぎりて、住宅を取得する結果、住宅の維持経費が捻出できない状態を知る。 4) 収入に対する住宅に関する費用の一般的負担能力と、その負担について考えさせる。住宅を社会的財産として長持ちさせるための住居管理の重要性と、それに対する個人の責任と、社会の責任を理解する。 | ・家計統計資料 ・住宅取得資金の年次変化の表 ・返済金苦による家庭破壊の記事 ・住宅地審議会答申 ・放置される零細借家の例を示し討論(グループ) | ・他の教材との関連を十分に活用すること。 |

まいの維持管理」では、①住宅の取得には、建設費以外に、建物の維持経費が必要であり、いつ・どの箇所の維持にどれだけの費用がかかり、誰に負担義務があるのかを、中学生で学んだ住宅の種類による管理の差と関連づけながら、わからせる。このような住居に関連する費用は、結局居住者が負担するものであることから、次に「住居費と負担能力」において、今まで学んできた、①住居にかかわる費用の全容を整理して、総括的に扱い、②その中でも、住宅の維持経費が疎かになりやすい現実を知らせると同時に、③住宅の維持管理の重要性に鑑みて、これらの費用負担を、個人にのみ委ねるのではなく、社会的にも、住宅の維持管理を保障する施策を充実させる責任のあることを、個人の管理責任とともに印象づけたい。

この教材も、中学校の場合と同様、生徒には今ひとつ切実感の少ない教材・題材であり、授業の展開が難かしいと思われる。しかし、一般に住宅取得要求は強いが、管理意識は低く、住宅の維持管理費が捻出しにくい現実を考えるならば、将来の住宅管理者として、是非とも、住宅の取得には維持管理にかかる経費が、相当額必要であることを認識しておいてほしい。高校生ともなると、社会的意義や、社会と個人の責任分担も理解できるであろう。授業の展開においては、いろいろな資料を使う一方で、不動産会社や工務店などの協力を得て、学校周辺の地価・建設費の動きや現状などの実態調査を行ったり、住宅に関する費用負担との関連で、新聞記事のスクラップをつくり、グループで報告させるのも良策であろう。

2-4 地域環境

地域環境については、家庭科ではこれまで殆んど触れられなかった。今時の指導要領の改訂に際しても、小学校家庭科教科書（開隆堂版）では、5年で「地域のごみの出し方を調べてみよう」、6年で「地域では、気持ちよく住むために、どんなふうをしているか、話し合ってみよう」とするだけで、大きく取り上げない。中学校（家庭系列、住居、開隆堂版）では、「生活と水」で、上下水道や、川の水の汚れにふれる位であり微々たるものである。家庭科が、狭く家庭内の諸現象にのみとらわれて家庭内から社会へと目を向けなかったことにもその一因があるが、一方室内空間から、住戸、近隣、都市へと段階的に形成される住空間を、対象として扱う困難性にも一因があろう。しかし、住の問題が、単に住戸内の現象にとどまらず、様々な外部環境との関連により引き起こされている今日、児童や生徒が、その問題の所在及び解決の方法を広く理解することは重要なことであり、その為にも、広い意味での住環境に目を向けることが必要となる。

さて、ここで取り上げる地域環境は、対象としてのみ

限定すれば、現在の学校教育の中では、必ずしも目新しいものではない。それらは主として、社会科の中で取り上げられ、地理的、歴史的、或いは、公民的学習として、小学校1年段階から導入される。簡単に新学習指導要領から列挙すると、小学校1年段階では「学校や公園にある道具や施設を人々が共用していること」「学校やその周りにある通学路の位置を確認し、道路の安全施設のはたらき」、小学校3年では「自分たちの市を中心とした地域における特徴ある地形」「自分たちの市の商店街のはたらき」「地域における生活の様子」「自分たちの生活が変わってきた様子」、小学校4年では「人々の健康で安全な生活を維持していくためには、地域の人々や地域社会相互の協力体制が必要」「人々の生活の向上を図るため、市や県などによって計画的な事業が行なわれていること」等が小学校段階で取り上げられる。中学校段階では、日本や世界のことに関し、地理や歴史的分野で学ぶ。個人や社会との関連、また、国民生活の問題は公民的分野で扱われるが、マクロに捉えることが多い。社会科のほかに、理科や保健体育で、公害等を通して、地域の問題にふれるが、必ずしも十分とは言えない。このように、社会科を中心とした地域学習は、対象としての近隣、市・町・村から国土レベルを扱いつつ、その中で個人と社会との係わり、地理的な問題に目が向けられてはいるものの、空間的な拡がりとしての住宅から、近隣、都市、国土への段階的発展が下位レベルから積み重ねられてはいない。

それでは、我々が、地域環境を学習課題として取り上げる場合、どのような点にポイントを置くべきだろうか。地域が、児童の実生活の場であると同時に、種々の問題を投げかける場であることを考慮すると次の様になろう。

第1に、生活の視点から、展開する必要があること。地域の捉え方は、地理、歴史等、様々な視点からアプローチできるが、ここでは、生活の舞台である地域を真正面から捉え、その特徴と、そこでの生活様式を重点に扱うことを主とする。従って空間的には、社会科等と同様のものを扱うにしろ、生活に拘る問題を扱う点においては明らかに異なってくる。

第2に、住戸から近隣、都市、国土へと、段階的に、その空間を拡げていくこと。児童や生徒の生活圏は、高学年になるに従い、拡大してくる。また、家族成員の生活も、現実の話題の中に飛び出し、問題も自ずと拡がってくる。生活空間が、子供らの成長とともに拡がる中で、その認識能力に合わせて取り上げる必要があり、なおかつ、生活を包む器としての、住戸からの積み上げが肝要となろう。

第3に、前章でも触れられたが、現状の認識→要求の把握→要求実現のための道すじの理解へとつながるように、住戸から都市に到る空間に対して主体的にかかわり

その変革の道筋を、最終的に理解することを目標とする。住居が地域の中に存在し、住居の環境向上には地域のトータルな環境向上が欠かせないものであると同時に、自らの力で変革の方向付けができることを認識することが必要だからである。

以上の留意点から、本節では、地域環境を小・中・高の段階において次の様な内容として展開するものとする。

小学校では、身のまわりの環境認識として、「町の生い立ちを知る」と「通学路の成り立ちを知る」、中学校では、環境に対する要求を出せるように「環境の点検により町の環境評価ができる」、高校では、環境を変革できる力、そして計画への参加の道筋を知るために「居住地の管理システムを知る」と「町づくり計画」をそれぞれ目標とする。

2-4-1 町の生い立ちと通学路の成り立ち

小学校における地域環境の学習では、家族の生活圏と児童の生活圏を取り上げ、その空間の現状認識が第一の課題となる。そのために、ここでは「町の生い立ちを知る」と「通学路の成り立ちを知る」を目標に設定する。

前者については、現在住んでいる自分達の町の現状を知るために、町がどのようにして生まれ、今日に到ったか、そして、町の特徴等に触れることにより、最小の自治単位としての姿を認識することになる。教材として、「町の移り変わりを知る」を取り上げ、空間的な変化を中心として「1.昔の町と今の町」、それに伴う生活の変化を中心として「2.昔の暮らしと今の暮らし」を取り上げる。後者については、児童の遊び空間や通学圏を取り上げる中で、日常生活を支えていく構成要素と、その働きを捉え、更に日常的な行動圏域を再認識することになる。教材として「生活圏の認識」を取り上げ、子供の日々の通学路の構成要素を知るために「1.学校への道のり」、遊び空間の中から行動圏を知るために「2.遊び場の拡がり」、そして母親の生活圏と商店街の構成を知るために「3.母親の買い物圏」を取り上げ展開する。

目標 1. 町の生い立ちを知る

教材 町の移り変わりを知る

単元 1. 昔の町と今の町

児童が住んでいる町の有様を知るために町の辿ってきた歴史を探り、その変化を追う。町は一朝一夕に作られたものではなく、人口や産業の変化の中で拡大・縮小してきた。町の変化を空間的なものに重点を置き、それらを招いた要因を探りつつ、歴史を辿る。空間的な変化は、道路や上下水道、港湾整備等の土木事業や病院、学校、文化施設等の生活施設の設置が考えられる。それらが必要になった背景を、次単元の導入として、生活の変化と合わせて考えさせる。町の変化は、古きに逆上れば限りがないため、戦後の変化に焦点を当てればよい。

指導方法と留意点

町の変化は、年表づくりによって明らかにする。町の出来事（施設や土木事業の完成・事故災害等）と照らし合わせて変化を追う。変化の軸のひとつとして人口の変化を据えてもよい。市町村史の利用や両親、祖父母へのヒヤリングも過去の出来事をチェックしていく上で有効であろう。視覚に訴えるものとして、5年毎或いは10年毎の市街化図を持ち寄り、町に加わったもの、亡くなったものをチェックしつつ、変化を辿るのも一方法である。また、空間の単位としては市町村単位とする。

単元 2. 昔の暮らしと今の暮らし

単元 1 で取り上げた空間的な変化に対応して、ここでは生活の変化を扱う。戦後の生活様式の変化には大きなものがあり、現在もその速度は変わらない。農村社会から都市社会へ移行する中で、都市の過密、農村の過疎が進み、生活の変化を余儀なくされた。車の氾濫によるマイカー生活、スーパーやデパートに代表される購買施設の大規模化、社会施設の増加等による地域社会での生活の変化を把握することが第一である。祖父母の代から両親の代への変化、両親の代でもこの10～20年の変化は、大きなものである。空間的な変化として、家庭内で行なわれていた衣食住或いは育児等に関する機能が社会化し、種々の社会施設―クリーニング店、食堂、保育所等―が増え、都市的機能が増していることを知る。

指導方法と留意点

祖父母や両親へのヒヤリングが中心となる。生活の変化は多岐にわたるため、ポイントを絞って捉えさせ、討論の材料とする。町の変化にもっとも大きな寄与をしたものを中心にも扱ってもよい。例えば、高速道路の建設、スーパーの建設、上下水道の建設、病院の建設等によるひとつひとつの変化でもよい。「昔の町と今の町」と並行し、10～20年間の町の変化として、通学路或いは小学校区内の生活施設の増加を辿り、都市的機能の変化を捉えさせる。両親や兄弟と話し合うことによっても発見できよう。

目標 2. 通学路の成り立ちを知る

教材 生活圏の認識

単元 1. 学校への道のり

前教材「町の移り変わり」では、町の空間的な変化が把握できたが、ここでは町の現状を知るため、児童の学校への道のりを取り上げ、町の構成としての日常生活に必要な施設をチェックしていく。商店や食堂のほか、消防所、派出所、文化施設、公園等の様々な施設が取り上げられよう。更に、それぞれの施設の役割を知るために、誰がどのように利用しているのか、或いは住民生活に対してどのような働きを果しているかを検討し、私達の生活が諸施設により支えられていることを知る。児童の通学路の有様を持ち寄ることにより、小学校区のはほぼ全て

の構成要素が明らかになるが、あらためて代表的な生活施設を取り上げ、集中して立地するもの、分散して立地するものの区別を行なってみる。それらを生活動線や自宅からの距離による利便性から評価してみる。商店については、後の母親の買い物圏でも同様な検討がされる。

指導方法と留意点

児童の通学路の施設地図を作る。白地図に施設名を記入し、それらを持ち寄り、役割をチェックしていく。家族が利用しているもの、利用のし方、頻度等を家族にヒヤリングし、役割を検討していく。教室全体では、一つの小学校区の施設地図ができるはずであり、討論の中で施設種別の役割や配置における特性にも気付かせる。主として、日常生活に必要な施設を取り上げ検討する。

単元 2. 遊び場の広がり

児童の遊び場を点検することにより、児童の行動圏域と遊び場の段階構成を把むことが課題である。

児童の学校生活に比し、遊び生活は現在画一化されたとは言え、まだまだバラエティに富んだものである。ここではそれらの遊び場の位置を確認し、いつ、誰と、どこで遊ぶかを検討していく。遊びの相手や内容により、遊び場が変化するのが理解できよう。また、身近なプレイロットや路地裏等の遊び場から大公園まで段階的に備えられていることも知る必要がある。遊び場や友人宅の位置を検討する中で、児童の日常的な空間の広がりー時間距離、空間距離ーが計られる。後の母親の買い物圏と比較し、生活圏の違いをも認識させる。

指導方法と留意点

児童の遊び場・友人宅を白地図に記入し、それぞれの

表 2-4-1 町の生い立ちと通学路の成り立ち

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-------------|------------------|-------------|----------------|--|--|---|---|
| 小 学 校 | 地 域 環 境 | 町の生い立ちを知る | 町の移り変わりを 知る | 1. 昔の町と今の町 2. 昔のくらしと今のくらし | 町は年々、変化していることを知る。人口や産業の変化に伴い、町の空間的変化としての拡大・縮小がある。更に、それらに対応した道路や上下水道、港湾整備等の土木事業や、病院、学校、文化施設等の生活施設が整えられていくことを点検する。生活の変化に応じて、充実していくことを知る。 戦前と戦後の違い、及び戦後の急速な生活の変化を知る。農村社会から都市社会への移行、過密・過疎の中での生活様式の変遷を追う。空間的な問題として、家庭内で行なわれていた衣食住、或いは育児等に関するものが社会化し、それとともに都市的機能が増すことも知る。 | ・私達の町の年表づくりー町の出来事（施設や土木事業の完成、事故災害等）と照らし合わせて変化を追う。市町村史の利用や祖父母、両親へのヒヤリングも可。 ・昔の地図と今の地図との比較 ・両親や祖父母へのヒヤリング。また、施設の変化では1と同様に地図上の変化を追うのも可。 ・討論 | ・市町村単位でみていく。変化の軸の一例として、人口の変化を取ってもよい。 ・20～30年間の変化を追う。戦前の歴史が必要ならば溯ってもよい。 |
| | | 通学路の成り立ちを知る | 生活圏の認識 | 1. 学校への道のり 2. 遊び場の広がり 3. 母親の買い物圏 | 通学路の途中に何があるかを認識する。多くの社会施設の役割、主たる利用者を検討し、合わせて家庭生活がそれらの諸施設により、支えられていることを知る。また、施設の立地、配置を検討し、生活動線上との関連、集中配置・分散配置等の空間的な問題へも目を向けさせる。 遊び場がどこに、どのようなものがあるか知る。遊びの内容、相手により、場所が変化すること、それらを通し、遊び空間の段階構成をも知る。また、子供の生活圏の広がりとしての友人宅の位置、遊び場の位置を認識する。 日常の買い物圏を検討する。母親の日常生活圏を知るとともに、商店及び商店街の位置、また種類による立地の違いを知る。子供の生活圏と比較し、広がりの違いを知る。 | ・児童の通学路の施設マップ作り。小学校区内での施設配置についての討論。 ・遊び場マップ作り。相手や内容、位置により分類してみる。 ・買い物マップ作り。買い物の種類、場所等をチェックしていく。 | 日常生活圏の凡その構成を知るとともに、小学校区の特徴を理解する。 母親の買い物圏と合わせて、比較してみる。施設の配置と段階構成を自分の生活領域に照らし合わせてみる。 学校への道のりと合わせて検討してもよい。 |

遊び場の使い方を相手や仲間、遊びの内容、配置等により分類してみる。討論と図面の検討の中から遊び空間の段階構成と児童の生活領域を把握させる。

単元3 母親の買い物圏

家族成員の生活圏の違いをみるために、母親の買い物圏を、合わせて商店の立地をも検討する。母親の日常生活圏は、買い物圏によって把握されるが、先に検討した児童の遊び場の拡がりと対照させることにより、生活領域の違いが理解できよう。また、買い物の種類により、立ち寄り先が変化すること、日単位で利用する店、週単位で利用する店を区別し、更に商店の立地が種類により変化することを単元1と合わせて検討する。これらにより、商店の立地と段階構成を理解させる。

指導方法及び留意点

母親の買い物先を日単位及び週単位での利用の区別をしつつ、白地図に記入していく。母親との共同作業となる。各家庭の買い物圏を持ちより、母親の生活圏と同時に地域内の生活動線との関連で商店（街）が形成されていることにも留意させる。

2-4-2 環境の点検

中学校における地域環境の学習では、生徒が環境改善に対しても要求が出せるように、自らの生活圏の良い所、悪い所の点検が課題となる。目標として「環境の点検により、町の環境評価ができる」掲げる。

小学校高学年から中学校にかけては、ようやく第2の自我が確立し始める時期である。しかし、自己を中心としたものが強いのでその要求も、自分のもの、自分の室という狭い空間にとどまりがちである。地域の環境に対しての要求及び改善提案は、それらを越えて客観化される必要があり、絵空事とならないための工夫がいる。地域の環境を点検する中で、多くの問題が地域の特性に伴って起こることや、また集中して起こることにも気付く必要もある。その中から問題の所在を探る必要に迫られるはずである。環境の点検では、3つの教材とそれぞれに対応した単元を設ける。まず、地域環境の客観的水準を把握するため、「町の姿」を取り上げる。次に、環境のチェックのために、安全・健康という角度から町を見直し、「町の環境診断」を行なう。さらに、自分達の町の良い所を見つけ出し、何が住み良い条件となっているかを考えるため「町の魅力診断」を行なう。

目標 環境の点検により、町の環境評価ができる。

教材1. 町の環境水準を知る

単元 町の姿

自分達の町の特徴や環境水準を客観的に把握するのが課題である。町の基本的な構成として、住宅地、商工業地、農地等の構成のされ方、住宅では、持家、借家の割合、或いは住宅形式も問題にされよう。工場では、大工

場、中小工場の別や生産種別、農地では利用形態等が点検される。都市や農村で有様は変化するが、地域の形態として、専用地区のみならず、住商或いは住工混合地区の種々の構成のしかたがあることを知る。これらを通じて、町の構成の大きな特徴を把握させる。環境水準の理解では、行政指標を中心に、公共施設の水準を他地区と比較検討する。医療、社会教育、教育、福祉施設など身近な施設について検討する中で、自分達の町の住み良さ、悪さの客観的水準を認識する。このほか、交通事故や災害の件数、公害苦情等を統計上から比較し、町の問題点をマクロに把握していく。これらの作業から、環境評価には様々な側面があること、町が住み良いためには一定の水準が維持される必要があることを理解させる。行政体のシビルミニマムやコミュニティミニマムの設定の理解にもつながろう。

指導方法と留意点

市町村の統計資料が主となる。町の特徴や問題点のヒヤリング、資料収集は自治体訪問の中でできよう。マクロな統計的チェックであるため、市町村単位での評価になるが、大都市では区或いは中学校区単位の方がよい。ただし、各自治体の資料整備の度合に左右される。他地区との比較は、区や小中学校区単位でやる方が望ましいが、他の市町村と比較してもよい。

教材2 安全・健康から町の環境評価ができる。

単元 町の環境診断

居住地が住み良い空間であるためには、安全で健康な生活ができることが必要である。本単元では、町を安全や健康面からみて問題と思われる所を点検し、その原因・理由を考えさせ、さらに改善のための要求をまとめる力を養おうとするものである。

安全や健康を脅かす空間は、危険、不安、迷惑と思われる空間など多方面から検討できる。危険な空間には、交通事故の起こりやすい地点や火事の起こりやすい所、崖崩れの起こりやすい所などがあり、不安な空間には、街灯が少なく暗い所、また迷惑と思われる空間には、騒音の高い所やゴミの不法投棄で汚れた所などが考えられる。環境の点検のための評価基準を理解させる。さらに点検箇所を持ち寄り、項目別に整理することにより、自分の町の悪い所を認識し、環境悪化の諸要因から「安全」や「健康」な環境の重要性を認識させる。それぞれの原因・理由を追求する中で、私企業、行政、住民自身等の責任の所在を考えさせ、要求や改善案の方向付けをさせる。また、環境悪化が項目により、地域的な集中を呈することに気付かせ、地域問題として存在することを認識させる。点検の後、改善のための要求を出し合い、具体的な解決策を皆で考え客観的な要求をまとめ上げる力を養う。

指導方法及び留意点

表 2-4-2 環境の点検

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|------|--------------------|----------------------|--------|---|--|---|
| 中学校 | 地域環境 | 環境の点検により町の環境評価ができる | 1. 町的环境水準を知る | 町の姿 | 自分の町を他地域（他都市）と比較して現状を把握する。住宅地、商工業、農地等の構成のされ方から、地域の特徴を把握。 また、医療施設、社会福祉施設、（社会）教育施設等の水準を他地域と比べる中で町の住み良さ、悪さを大きく把握する。さらに、事故、災害、公害苦情等の統計上の比較を行うとともに、生活環境の様々な評価を知る。 | ・市町村の統計資料の活用。部分的には、自治体を訪問し、資料収集。 ・環境評価の側面は次の教材とも関連させ討論。 | マクロな統計的チェックである。市町村単位でのチェックであるが、大都市では区或いはそれ以下の中学校区でも可。 |
| | | | 2. 安全・健康から町的环境評価ができる | 町的环境診断 | 町（中学校区）の危険なところ、不安なところ、迷惑と思われるところをチェックしてみる。工場が原因であったり、町の施設整備の不備、或いは住民の不法な利用等、種々の原因があることを知る。さらに、それらが主として、地域的な特性の中で起こっていることに気付かせる。原因・理由をチェックの後、改善のための要求を出し合い、皆でまとめてみる。 | ・町の問題点マップ作り。 要求の分類をする中で、それぞれの原因をも探る。 | 要求の客観的形成に討論が重要なことを理解させる。 |
| | | | 3. 住み良さの評価ができる | 町の魅力診断 | 自分の町の良いところ、好きな所を上げてみる。緑の多さや水のきれいなこと、街並みの美しさ等のほか、買い物の便利さ、下町・農村での暮らしやすさなど、住み良さの評価が多くの指標に基くことを知る。 | ・魅力点検マップ及び討論 「町の良さ」の作文 | 個々人や、地域により「良さ」の評価が少しずつ、異なること、また、環境の評価には総合的な視点が必要なことに留意していく。 |

自分達の町、或いは中学校区を幾つかの地区に分け、グループ毎に、問題点を点検させるフィールドワークを行なう。どのような面から点検するか、さらに点検個所を持ち寄っての分類、原因理由の探索には十分な討論を行なわせる。要求や改善案の形成には、討論が重要な手段であることを理解させる。

教材 3. 住み良さの評価ができる

単元 町の魅力診断

町の住み良さ — アメニティ — は、先の安全性や健康性の保証のほか、快適性や利便性に係わる部分も多い。本単元では、自分達の町の良い所、好きな所を上げ、快適性や利便性を中心とした住み良さの評価を理解させる。住み良さの評価は、緑の多いことや水のきれいなことである自然の豊富さや人工的な街並みの美しさのほか、行動の利便性に基いた交通網の整備、買い物の便利さからも評価できよう。また、農村や下町の独特の親しみやすさからくる暮らしやすさも、地域によっては評価基準とされよう。住み良さの評価には多くの指標があること、地域により評価のしかたが異なること等を踏まえ、総合的な視点から住み良さの評価が必要なことを認識する。

指導方法及び留意点

自分の町の魅力点検マップを作る。好きな所、良い所を白地図上にチェックしていく。環境の面からみたもの

のほか、町のシンボリックで心に残るものを上げるのもよい。暮らしやすさは「町の姿」や「環境診断」を踏まえた上で作文により具体的に書かせるのもよい。評価に多面性があることをさらに討論を通じて理解させる。

2-4-3 居住地管理と町づくり計画

小・中における町の現状の把握と環境点検を元に、高校の地域環境では、自分達の町の環境をどのように維持管理し、さらに住み良い町にするためにはどうすればよいかを考えるために「居住地管理のシステムを知る」と「町づくり計画」を目標とする。

居住地の管理は、地域共同体が堅固な時代には、それが大きな力を有していたが、共同体崩壊の中で地域環境の維持管理に対する住民の意識は薄れてきた。しかも、集住の中でコモンスペースが増え、住民や自治体の役割、協力システムの確立が急務である。そのため、「施設の管理と変遷」を取り上げ、間近な社会人の責任としてその一端を認識させる。後者については、居住地の環境改善の担い手は住民自身であり、かつ環境は住民自身の力で変化させ得るものであることを知らしめるものである。教材として「町づくりの成り立ち」と「町づくりへの参加」を取り上げ、それぞれに「国と自治体の役割」と「住民と施設づくり」「住民要求と町づくり」の単元

を設定する。

目標 1. 居住地管理のシステムを知る

教材 居住地管理のシステムを知る

単元 施設の管理と変遷

人々が集住する中で共同利用される施設は、ますます増加してきた。集会所や老人の為の施設、公園等のほか、団地における共同空間・庭もコモンスペースとして重要な空間であることに気付かせる。自治会で管理する集会所やプレイロットが存在したり、住民と自治体の共同で管理運営するコミュニティセンターが登場してきたが、それぞれの施設や空間の管理運営の主体や方法について知る。管理や運営は、居住地の環境を維持・向上させる上で大切な仕事であり、自治体と住民或いは住民相互の協力の中で進められていることを知る。また、かつては地域共同体の確立の中で居住地の管理は、住民が大きな役割を果たしていたが、共同体崩壊の中で、それが変化してきたこと、集住の中で新しい協力体制が求められていることに気づき、現代の居住地管理のシステムについて考える。

指導方法と留意点

町の公的施設やオープンスペースの管理・運営について点検していく。共同施設の代表的なものの管理の主体、管理費、運営方法、内容等の検討。共同体の役割の変化は、季節的な地域共同作業や農村部の山林、水路の管理の変化について、祖父母や両親にヒヤリングしていく。また、現在、居住地の管理に対して、どのような組織が存在し、どんな仕事をしているかを自治会・町内会を訪問し、聞き取りを行なう。自分達が、居住地の管理に対してどのような責任を果たすべきか、また、今後、どうあるべきかを討論させる。

目標 2. 町づくり計画

教材 1. 町づくりの成り立ち

単元 国と自治体の役割

国や自治体は町づくりに対して大きな役割を果たしている。道路や上下水道に関する土木事業、学校や保育所、公営住宅等に関する建設事業について、財政や管理上の負担を通して検討してみる。それぞれの事業を通して、国や自治体の独自性、協力のし方を知る。また、国や自治体の予算の検討の中から、私達の生活空間作りに対する位置付けも知れる。環境を守るため、或いは計画的な町づくりをするため、建築基準法や都市計画法の法律が定められており、用途地域制等の具体的な適用がなされていることを理解する。

指導方法と留意点

自治体を訪問し、生活関連施設の事業についてヒヤリング。具体的な事業では、学校や保育所、公営住宅の建設についての検討が適切。自治体の事業や予算は、市町村の公報を合わせて利用する。

教材 2. 町づくりへの参加

単元 1. 住民と施設づくり

地域に必要な施設は、住民や自治体の協力の中で建設されることを知る。集会所や小公園は、しばしば住民の要求に基づいて、そして時には、住民の財政的負担も要求される場合がある。自分の町の身近な施設のうち、そのような施設には、どんな施設があるか点検してみる。建設が決定された背景には、住民の要求が存在するが「環境の点検」と比較し、住民の要求の生まれた理由を検討する。さらに、住民要求を自治体が、どのようにして生かしたか、建設の際の住民と自治体の協力を点検し、参加システムの有様を知る。

指導方法と留意点

地域の集会所等の建設過程を自治会や自治体等にヒヤリングする。要求の始まりから完成までの歴史を作る。住民と自治体、住民相互の協力体制を明確にする。身近に住民運動の中で誕生した施設があればその例がない場合でも、既存のシステムの中の住民要求の反映のされ方を知る。

単元 2. 住民要求と町づくり

町づくりの主体は住民であり、住民要求の反映を通して、環境の向上が計られることを知る。住民参加による町づくりは、一般化しているわけではなく、まだまだ希れである。各地の住民運動や住民による町づくり計画の例をみる中で、町並みを守るもの、環境改善を目指したものなど、住民の様々な要求に基づいて進められていることを理解する。町づくりの経過を通して、住民参加のメリット、住民参加の方法、計画の作成のされ方を知り、さらに、住民要求の反映には、住民相互の協力、自治体や様々な機関の努力が必要なことを理解する。

指導方法と留意点

住民参加による町づくりや町並み保存の例が身近にある場合は自治体、住民団体を訪問し、ヒヤリングを行なう。町づくりの起こった背景、住民参加の方法、住民と自治体との関係等について聞いていく。要求の起こった時点から現在までの経過をまとめてみる。身近な例がない場合は、スライドや写真による紹介が中心となる。町並み保存や建築協定による町の美しさを守る例も対象とされる。

2-5 空間の形態

わたしたちは遊んだり・話したり・寝ったり・食事をしたり・風呂に入ったり様々な生活を開展しながら暮らしている。その様々な生活行為を行う空間は、それら行為に適した大きさ（広さ）が存在し、大きさは使う人によって様々な大きさ（広さ）として設定できる。空間の大きさはそこで展開される生活を想定することにより、あらかじめ予測することができる。しかしその空間は単

表 2-4-3 居住地管理と町づくり計画

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|----------|--------------------|-----------------|---------------------------------|---|--|--|--|
| 高等学 校 | 地域 環境 計 画 | 居住地管理のシステムを知る | 居住地管理のシステムを知る | 施設の管理と変遷 | 地域の共同利用の為の施設には、集会所や老人憩の家、公園やオープンスペース等のモンススペースがあり、多くの人々に利用されていることに気付かせる。これらが自治体や住民組織により、管理・運営されていること及びその方法を知る。さらに、地域の共同施設（共有財産）の管理や大掃除等の地域行事の変化を検討し、居住地管理における共同体の役割の変化を考える。地域共同生活上の住民と自治体、住民相互の協力・負担が住環境の向上につながっていくことを知り、現代の居住地管理システムについて考える。 | <ul style="list-style-type: none"> 施設や広場などの共同利用施設の管理運営についてのチェック及び自治体へのヒヤリング。 両親や祖父母へ地域の管理システムについてのヒヤリング。 自治会等の役割ヒヤリング 討論 | <ul style="list-style-type: none"> モンススペースとは何か、皆で使うものは、どのようにして維持管理していくのかを広く考えさせ、居住地全体を大切にすることを理解させる。特に、団地等でのオープンスペースや集会所の役割認識は重要。 共同体の崩壊の中でのシステムの変遷をつかむ。 |
| | | 1. 町づくりの成り立ちを知る | | 国と自治体の役割 | 都市計画や道路、上下水道、保育所や学校、住宅等の建設・管理に対する国や自治体の役割について点検する。法律や制度面からの検討— 都市計画法や建築基準法の役割、具体的内容の紹介—のほか、国や自治体の財政的な負担（予算等）からの検討を通し、生活施設や町の形成に対する国や自治体の相互協力や独自性を知る。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体ヒヤリング。各種事業や予算が中心となる。 市町村の公報の利用も合わせて行なう。 法制面での検討では、用途地域制等の例を上げ、自分達の町と照らし合わせて検討する。 | |
| | | 2. 町づくりへの参加 | 1. 住民と施設づくり 2. 住民要求と町づくり | <p>地域に必要な施設（公園や集会所等）は、住民や自治体の協力の中で建設されることを知る。住民の要求の出し方、自治体の要求の取り上げ方、住民相互の協力の仕方等を点検し、参加システムを検討する。</p> <p>また、施設要求の出される背景を町の環境点検と比較し、検討する。</p> <p>町づくりの主体は住民であり、住民要求の反映を通して、環境の向上が計られることを知る。そのために各地の住民運動や住民による町づくり計画を参考に、住民相互の協力、計画づくりへの参加や新しい試みを知る。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 公園や集会所のできるまでを自治会や自治体の担当者へヒヤリング。経過をまとめてみる。 スライドや写真による紹介。建築協定や町並み保存による環境保全も紹介する。 | <ul style="list-style-type: none"> 身近に施設づくり運動がある場合は、それを、ない場合は現行のシステムを中心に捉えていってもよい。 | |

に生活機能が満足されればよいとゆうものではない。空間の形（プロポジション）・色彩・テクスチャーなど精神的（心理的）な満足感をそこから何んらかのかたちで受けられなければ、質の高い空間にはなりえないからである。

そこでわたしたちは自分達の生活空間を創造できる能力（必ずしも自分で空間を設計できなくてもよい。むしろ良い悪いの判断ができる能力が必要と考える。）を身につけることが、空間の形態を学習する意義であり、目的であると考えた。現在小学校・中学校・高等学校過程の中で、空間の学習がどのように扱われているか前年度レポートで述べた。主に家庭科の教科特に中学校技術・

家庭女子向き「台所の設計」の中で、高等学校家庭一般「住居の機能と住生活の設計」の中で取り扱われているが、いずれも生活面の学習を展開せず、単に家具の並べかえ、部屋の配置を計画させているにすぎない。これでは生活するうえでの空間の学習になりえない。

そこでわれわれは発達段階別に空間形態学習の目標を下記の認識にもとずき設定した。

- (1) 小学校段階では「空間になじむこと」…（感性的に空間が理解できる段階）
- (2) 中学校段階では「空間をつかむこと」…（空間を理論的に理解できる段階）
- (3) 高等学校段階では「空間が読めること」…（自分

なりの空間がイメージできる段階)とし、現在家庭科(中・高等学校)で要求している「住宅の設計」は行わない。(現在の内容では設計しているとはいえないと判断した。)むしろ住宅を設計するために考える必要のある条件が明確に出すことができること、自分の家族像・生活像が持てること、専門家が設計した図面を生活空間として読める能力が身につくこと、が重要と考えた。そこでこの節では空間の形態学習を小・中・高の段階別に次のように展開した。小学校では寸法(scale)感覚になじむこと。中学校では生活行為に適した部屋の大きさ(広さ)をつかむこと、第2に木・コンクリート・鉄・ガラスなどの材料が住まいの空間にどう使われ、生かされているかつかむこと、第3に部屋の色彩をつかむこと、高等学校では家族に適した住まいの大きさをつかむこと、第2に家族に適した間取りを選び生活像が読めること、第3に空間のもつ雰囲気の大切さとそれを構成する要素を理解すること、以上を目標としている。

2-5-1 身近な空間の寸法

小学校段階の空間の形態学習では、まず身近な空間になじむことから始める。児童が日常使用している「階段機、いす、収納棚」を取り上げて、それらの機能を考える。その寸法と身体寸法が密接に関係していること、その寸法が身体に合わない、非常に使いづらいことを体験を通して認識させる。次に空間の大きさを目測で測り、身近な部屋・物の大きさに対するスケール感覚を身

につけさせる。以上のような観点に立ち、教材・単元・学習内容・指導方法・留意点について述べる。

教材 1. 自分に適した寸法(使いやすい寸法)を知る。
単元 家や学校などふだん使用している、階段・机・いす・収納棚の機能とその寸法を知る。

学習内容

・階段の学習の場合

- ① [階段]はどこにあるか、その階段はいつ、どんな時、だれが使うか、1日に何回登りおりするか、などその機能を知らべると階段の様子が理解できる。
- ② いくつかの階段を選び、階段のふみ面、け上、幅、段数を実測、同時に登りやすいかどうか、あらためて調べてみる。
- ③ 階段ですべったりしたこと、怪我をしたことなど思い出してみる。どんな時にすべったか、また怪我をしないようにどんな工夫がしてあるか調べてみる。
- ④ 皆んなで調査し、体験し、話しあった結果をもとに、自分達にとって登りやすい階段をリストアップしてみる。その寸法(ふみ面、け上、幅、段数、長さ、こう配等)を明らかにする。

・机・いすの学習の場合

- ① 机、いすにはどんな種類があるか、その用途を考えてみる。
- ② 学校で使っている机・いす、家で使っている机・いすの寸法を調べてみる。そして、使用して使い

表 2-5-1 身近な空間の寸法

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-------------|-----------------------|--------------|--------------------------------------|---|---|---|---|
| 小 学 校 | 空 間 の 形 態 | 身近な空間の寸法を知る | 1. 自分に適した寸法(使いやすい寸法)を知る。 | 家や学校などふだん使用している階段・机・いす・収納棚の機能とその寸法を知る。 | 1) 毎日利用している階段を取り上げ、け上、ふみ面、幅を実測する。(机・いす・収納棚についても同様実測) 2) 登りやすい階段、登りにくい階段の寸法を体験にもとずいて理解する(机・いす・収納棚についても同様) 3) 適的な寸法は、使いやすさ、安全性、快適性、危険性、健康性などと密接なかかわりがあることを理解する。 4) 健常者、障害者、大人・子供・老人など使う人によって適性寸法が異なることを理解する。 5) 人体寸法を知り、空間との対応に寸法が密接に関係することを学ぶ。 | グループで実測調査し、結果を報告する。寸法が使いやすさに影響していることを体験させる。 | ・人それぞれに使いやすい寸法があること。 全員の人に適した寸法とすることはむずかしいが、それらについてどんな工夫、解決方法をとっているかも学習することが大切。 ・JIS、建築基準法など法令・規格がある。 |
| | | 2. 目測で空間を測る。 | 身長、手の大きさ、足の大きさ、歩幅、など身体寸法を利用して、空間を測る。 | 1) 自分の身体寸法を知っていると部屋の大きさ、物の大きさ、を測ることができる。 2) 畳の枚数で部屋の広さを表現することができる。他の方法についても検討する。 | 身体を尺度に空間を測る。 | m ² 、何帖、何坪といった単位について教えることよ | |

やすいかチェックしてみる。

- ③ 身体の寸法（身長，座高，目の高さ）と机・いすの寸法の関係をスライド・テレビなど教具を利用して学習する。
- ④ 自分がいちばん使いやすい机・いすはどれか，その寸法を理解する。また使用用途によって，その寸法が異なることも知る。

・収納棚の学習の場合

- ① 台所の棚，押入，ロッカー，本棚など収納棚の種類と用途を調べてみる。
- ② 棚を実測し，収納されている物と使用ひん度を調べてみる。
- ③ 収納しやすい範囲，かがみ姿勢になる範囲，台を利用して収納する範囲などの寸法を調べてみる。
- ④ 使用ひん度と収納範囲には密接な関係があることを知る。

指導方法と留意点

取り上げた題材についてその機能と寸法を把握させる。体験を通し，実測し，目でたしかめ，問題点や工夫することを考えさせる。自分に使いやすい寸法が，大人，老人，障害者，など使用人によって使いやすい寸法が異なることに気付かせる。人体寸法が使いやすさに影響していることを教具など利用して教え，またJIS や法規による寸法のルールがあることも教える。

教材 2 目測で空間を測る。

単 元 身長・足の大きさ，手の大きさ，歩幅，など自分の身体を尺度として，部屋の大きさを測る。

学習内容

自分の身体を尺度として部屋の大きさ，扉の大きさを目測で測ることを練習し，空間のスケール感覚を身につける。

指導方法と留意点

日本の部屋は畳の大きさ（約90cm×180cm）や枚数を単位で空間の大きさを表わすことができる。このような空間のスケールを把握できる尺度について考えてみる。目測で測るには，経験を重ねると正確な測定が可能であることもわからせる必要がある。

2-5-2 生活行為に適した部屋の大きさ，住まいに生かされている材料と色彩

中学校段階の空間の形態学習は，空間をつかむことに目標をおいた。そこでまず日常生活を展開する場としての部屋（単位空間）の大きさを理解させることにより，空間の大きさをつかませる。

教材 1. 日常生活の基本的姿勢からみた動作寸法と部屋の大きさをつかむ。

単 元 家の中の基本的な生活行為と部屋の大きさを

知る。

*
「テレビを見る，調理をする，食事をするなどバリエーションな生活と，就寝する，勉強をする，入浴する，排便する，などプライベートな生活と部屋の関係から部屋の大きさを理解する。」

学習内容

- ① それぞれの行為にはどんな姿勢，動きが伴うか，動作寸法を測り，生活動線の軌跡をトレースし，自分達はどんな生活を行っているか把握する。
- ② 部屋の大きさが原因する，生活上の不便，不都合なことを整理し，部屋の大きさ，家具配置，人の動きとの関連について考えてみる。
- ③ 部屋の大きさは人体の動作寸法，家具の寸法，ゆりの寸法とから決めることが原則であることを理解する。

指導方法と留意点

まず日常の生活がよく理解できる空間を題材に取り上げ，部屋のスケール感を理解できる工夫が大切である。その空間において行われる動作寸法，生活の動線を実測トレースさせることにより，部屋の大きさとその対応が理解できる設定が必要である。グループごとにテーマを定め，調査させ発表させるとよい。また別の視点からみることも大切である。現在行っている生活行為も歴史的にどう移り変わって来たか，レストランとか銭湯とかキャンプなどで行う行為と空間について比較してみるのも有益となる。動作寸法や家具の寸法などは専門資料を参照するとよい。

教材 2. 建物に使用されている材料が住まい空間にどう生かされているかをつかむ。

単 元 木・コンクリート・鉄・ガラスの使われ方，その特質を知る。

学習内容

- ① 家の中，学校で木・コンクリート・鉄・ガラスがどこに，どのような型で使われているか調べてみる。
- ② 木・コンクリート・鉄・ガラスの性質，特徴を資料などから調べてみる。

指導方法と留意点

テクスチャー（材質感）をつかむことがテーマである。そのため，本もののよさ，材質感がはだ（色合・はだざわり・におい）で感じられるような学習を考えたい。空間の質がこれら材料の使い方と異なるからである。中学校段階で十分理解できるとは考えられないが，空間の材質を把握するのに，視覚（色合），触覚（はだざわり），きゅう覚（かおり）など人間の五感で考える必要があることに留意する。

教材 3. 部屋の色彩をつかむ

単 元 私の部屋に使われている色

表 2-5-2 生活行為に適した部屋の大きさ, 住まいに生かされている材料と色彩

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|-----|-------|---|---------------------------------------|---|--|---|---|
| 中学校 | 空間の形態 | 生活行為に適した部屋の大きさ, 住まいに生かされた材料, 色彩について認識する | 1. 日常生活の基本的姿勢からみた動作寸法と部屋の大きさをつかむ。 | 家の中の基本的な生活行為と部屋の大きさ 『テレビを見る, 調理をする, 食事をする, などのパブリックな生活と就寝する, 勉強する, 入浴する, 排便をするなどプライベートな生活から部屋にかかわる部屋の大きさを知る』 | 1) 動作寸法を測り, 生活動線の軌跡を調べる。それぞれの行為はどんな姿勢, 動きを伴うか, 動作寸法から部屋の大きさについて検討する。 2) 日常生活を行う上で, どんな不便, 不都合が生じているか, 部屋の大きさが原因となる事項を整理する。 3) 部屋の大きさは人体の動作寸法と家具の寸法, ゆとりの寸法から決めなければならないことを知る。 | 動作寸法の実測, 動線の記録を部屋の広さに対応させて指導する。 実測はグループに分かれ, それぞれのグループでテーマを定め調査する。その結果を発表し, 討論させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活がよく, 理解できる空間を題材に取り上げること, 部屋のスケール感を理解させる。 ・ 個々の生活行為も歴史的にとらえると現状がより理解できる。 ・ 建築設計資料集成など専門書を利用。 ・ 住宅で行う生活とレストラン, 銭湯, キャンプ等で行う類似行為との比較へ発展させてももしろい。 |
| | | | 2. 建物に使用されている材料が住まい空間にどう生かされているかをつかむ。 | 木・コンクリート・鉄・ガラスの使い方, その特質を知る。 | 1) 木がわたしたちの家では, どんな所に, どんな形で使われているか調べてみる。コンクリートや鉄・ガラスについても同様に調べてみる。 2) 木・コンクリート・鉄・ガラスの性質, 特徴について調べる。 3) 材料の生産, 材料の用途例など, 映画やTVなどから学ぶ。 | | |
| | | | 3. 部屋の色彩をつかむ。 | 私の部屋に使われている色 | 1) 天井, 壁, 床や家具, カーテンなどの色調べ。 2) 色調, 色感についてその性質を知る。 | 現実の空間で体験させる。色感を理解させる。 | 色彩によって生活空間の雰囲気を変えることができることをわからせる。 |

学習内容

- ① 天井・壁・床そして家具, カーテンなどの色調べを行う。
- ② 色彩から受ける感じ(色感)を理解する。

指導方法と留意点

直接体験から理解させることが大切である。現実の空間を分析させ, 理論と感覚をむすびつける学習アプローチが大切であろう。

2-5-3 家族に適した住まいの広さと間取り, 空間の雰囲気(amenity)

住まい方, 住居の水準, 住居の管理で学習した内容を総合化し, 住まい空間としてイメージできる能力を育てる必要がある。高等学校の段階では「図面から空間が読める」ことを学習の目標と考えた。

単位空間の大きさをつかむことは中学校段階で学んだので, それらを組み合わせ, 家族が住むために必要な住まいの広さをまず認識する必要があると考えた。

次に自分の家族構成をもとに家族像を想定し, 多様な間取りから自分の家族に適するプランを選べるようになること, その過程において間取り(空間)が生活形態を

規定しうる強い要因となることの認識が学習のポイントとなろう。空間はまた単なる無機空間ではない。形・色彩・テクスチャーなどの要素が相互に影響しあって有機的な空間となる。くつろいだり, 食事をしたり, 学習したり, われわれが様々な生活を展開する中で, 部屋と外部・部屋と部屋の空間のつながり, 明るさ, 色彩, 仕上材がどんな役割を果たしているか, われわれは認識する必要がある。空間と心理に関するこれらの学習は, いろいろな空間に接することによってのみ把握できることでもある。手近な空間としては, 学校の空間を題材に活用することが考えられる。(その為にも学校の空間が題材として活用できる質の高い空間であることが望まれるのであるが)

教材 1. 住まいの広さ

単元 家族に適した部屋の数と大きさ

学習内容

住まいの広さは家族構成によって異なる値が求められる。

ここでは自分の家族構成をベースに, 必要な室と広さを求め何㎡ぐらいの面積が住まいとして必要か求めてみる。

表 2-5-3 家族に適した住まいの広さと間取り，空間の雰囲気（amenity）について認識する

| 課程 | 領域 | 目標 | 教材 | 題材・単元 | 学習内容 | 指導方法 | 留意点 |
|------|-------|---------------------------------|-----------|-------------------------------|---|--|--|
| 高等学校 | 空間の形態 | 家族に適した住まいの広さ、間取り、空間の雰囲気について認識する | 1. 住まいの広さ | 家族に適した部屋の数と大きさ | 居間，食堂，台所，洗面所，浴室，便所，ユーティリティ，納戸，寝室，廊下など必要な部屋，それらの広さを求める。全体として何㎡必要か，考える。 | 典型的な家族を想定し，その広さを示す。その広さと各自が考えたものを比較してみる。 | 床面積と部屋数，床面積と家族，床面積と生活形態にどんな関連があるか考えさせる。 |
| | | | 2. 間取り | 現在の自分の家族構成に適した間取りを考える。 | 1) 自分の家族をもとに，家族像，生活像を考え，文章にまとめる。 2) モデルプラン（多様に準備）の中から現在の家族に適した間取りを選ぶ。 3) なぜそのプランを選んだか，その理由を文章にする。 4) 家族形態，生活像によってそれぞれ間取りが異なることを知る。 | ・生活像をまとめる。 ・モデルとなる生活を映画を通して把握させる。 ・自分の考えを発表させ，皆んなの考えを聞く。 | ・地域性を考慮する。 ・戸建てと集合住宅に大きくわけプランを準備する。 |
| | | | 3. 空間と雰囲気 | くつろぐ空間，食事する空間，学習する空間の雰囲気を考える。 | 1) くつろぐ，食事をする，学習する行為はどんな空間で行っているか，まず捜してみる。 2) その空間はどんな雰囲気が考えてみる。 3) 部屋の雰囲気は，天井高，広さ，明るさ，窓（眺望），家具，仕上，色彩，いす座か床座，などどんな関連があるか調べてみる。 | 具体的空間を通して考えさせる。映画等を利用するのもよい。 | 「同じ大きさの平面でも低い天井の空間と，高い天井の空間とでは空間の雰囲気が異なる」といったシンプルな原理で考えるとよい。 |

指導方法と留意点

住居水準（平均的な住居面積）などの資料と各種家族構成モデル案をもとに皆んなが考えたものと，どんな所が異なっているか。又それはどんな意味で異なっているかなど解説することが大切となろう。単に何㎡の住居といった数字を求めるだけでなく，その数字のもつ意味を深く考えることにねらいを置きたい。

教材 2. 間取り

単元 現在の自分の家族構成に適した間取りを考える。

学習内容

自分なりに家族像・生活像について考えをまとめる作業が必要となろう。まずそれを文章にまとめてみる。次にいろいろな住居形式（集合住宅・戸建て住宅など）ごとのモデルプランの中から，自分の家族に適すると思われるものを選び出す。なぜそのプランを選んだか理由を出させる。そのような学習の中から家族形態や生活像によって選ばれる間取りが異なることも合わせて理解させる。

指導方法と留意点

集合住宅に住む場合，戸建て住宅に住む場合それらが一般的にもっている利点・欠点を明らかにした上で，指導する必要がある。たとえば地域性を考慮した間取りも取り入れるなどの配慮も必要となろう。十分考慮されたプラン集を準備し，その中から自分の理想とする間取り

を選び出す作業を行う。授業展開の方法として，スライドや映画などを利用し，間取りから空間が把握できる配慮が必要である。この単元で重要なことは，間取りによっていろいろな生活が展開されること，逆に間取りが生活を規定することに気付かせることである。

教材 3. 空間と雰囲気

単元 くつろぎ空間・食事する空間・学習する空間の雰囲気を考える。

学習内容

「空間からうける感じ」といった心理的側面を理解することは大変むずかしい学習である。いろいろな豊富な生活経験を体験していく中で理解が深まっていく内容でもある。しかし体験が浅くてもそれぞれの段階で意識化されるはずであり，その思考がなければ理解できないことでもある。ここではくつろぐ空間，食事する空間，学習する空間に限定し，まずそれらの行為はどんな空間で行っているかまず捜す。自分の生活を振りかえりどんな雰囲気の所であるか，その部屋の天井高，広さ，明るさ，窓の位置，いす座か床座か，家具仕上，色彩などと関連づけて考えさせる。部屋の雰囲気は空間の構成要素で変化する原理を理解させることが大切である。その場合，スライド・映画などビジュアルな教具の利用が有効となろう。

第3章 発達段階別にみたカリキュラム

3-1 子どもの認識と学習の順次性

住環境教育のカリキュラムを小学校・中学校・高等学校という教育課程別に積み上げていく提案をするにあたって、その前提となる条件を整理しておく。

(1) 教育内容は、今日では全国一律の文部省学習指導要領によって規定されているが、ここでの提案は、カリキュラム編成権は各学校にあると考える。

子どもたちのおかれている状況は地域の状況に強く規制されており、地域の状況を無視した学習内容は、子どもたちにとって空しいだけである。特に、住環境は地域の違いそのものであるから、一般論の学習だけでは興味も関心もひきおこせない。さらに、そこに起っている問題と切り結ばない一般論の学習であれば、学習意欲は低下する。この点から、住環境にかかわる学習内容は各学校が編成しなければならないと考える。

また、今日の学校教育の状況を見ると、大学への進学を目指す者にとって中学校・高等学校は大学への予備校化が著しく、学習と生活との乖離が進行していく一方である。自分が生み育てられた家庭というものへの無関心自分が毎日暮している地域への無関心が目立つ。このような状況は全国的に指摘できるが、現われ方は地域・学校によって違う。この点から、家庭生活の容器である住居、日常生活を展開していく場である地域環境についての学習内容は、各学校が編成しなければならないと考える。

以上のことともかかわるのだが、住環境にかかわる学習は、個人の生活に対する考え方、また実際の住生活にも切り込んでゆくことになる。その時、教師と生徒の間に信頼関係が無ければ、授業は生活の表面をなせるだけのものに終わってしまう。信頼関係は日常の学級経営などを通じて築きあげられる面が大きいですが、もうひとつは学習内容が生徒の学習意欲をひきおこしていることも必要である。教師と生徒の信頼関係を育てる学習内容をつくり上げていくために、生徒の状況を十分把握した各学校の教師が学習内容を編成しなければならないと考える。

(2) 学校教育全体が、一方で「ゆとり」の必要性が強調されているのに、一方で受験体制が進行してゆきという矛盾の中にあり、どの教科を、どの学年で、何時間教えることが望ましいかということについては、割り切れる基準があるわけではない。例えば、今日のような学習と生活との乖離した状況を問題と考える場合は、家庭科の時間数を増やしたり、総合学習を加えたりすることになるであろう。

住まいにかかわる学習が主として家庭科で行なわれている現在、一応時間数を現状（小5－週2時間、小6－週2時間、中1－週2時間、中2－週2時間、中3－週

3時間、高1・2・3は内2年間に週2時間）で考えてその内何時間を住領域の学習にあてるのが妥当であるかということは、担当教師の教育および家庭生活に対する認識によって違いがでてくる。

例えば、「ウサギ小屋」と評される日本の住宅事情の改善は、住教育を通して「健康で文化的な最低限度」の住生活を営む権利を有することを認識させようとするのか、現実の住宅事情の格差を前にして当りさわりのない一般的説明だけで授業を手早く終わらそうとするのか、では、必要とする授業時間数は大きく違ってくる。

本章は前章の五本の柱を受けて、教育課程別にカリキュラムの流れをつけようとしているが、教えた内容を全て教えようとするれば、家庭科の全ての時間をついやしてもまだ不足である。(1)のところでも述べたように、学習内容の編成権は各学校にあると考える立場から、第2章を参考にし、いく通りものカリキュラム案を組み立てることができると思う。

本章では、ひとつの提案を出す、地域や学校の事情に合わせて授業展開を考えるなかで、重点教材もかわってくるであろうし、それにもなって時間数もかわってくるであろう。第2章の教材毎に一定の時間指定をしているが、本章では順次性をつけてみるのが目的なので時間数については特にはふれない。

(3) このカリキュラムの提案を行なううえで最も難しい点は、ひとつひとつの題材の展開のしかたによって、教える順序は違ってくるということである。

例えば、小学校では身の回りから住まい、住まいから地域環境というように対象空間の大きさで順次性をつけるという考え方もできる。その時は、寸法の認識を軸に示えることもできるし、対象空間の社会的広がり（一例として、かかわる人間の数の違いなど）の大きさを軸に展開することもできる。

しかし、全く違う展開もできる。「私たちの住んでいる地域にはどんな家や建物があるだろう」という地域の特徴から入って、地域がかかえている問題、そのことと生徒個々の家庭が住まいにかかわってかかえている問題とのかかわり、その中で地域で解決しなければならない問題、各家庭で解決しなければならない問題、その中で生徒自身でできることは何かというように、大きな問題から身近な問題へと学習を展開することもできる。

典型教材としての展開の提案を予定しているが、全体の流れを考えて展開を考えてはいないので、それらをつなぎ合わせただけでは、一本の流れにはならない。

本章での提案は、学習してほしい題材に一応の筋は通して述べたが、これが絶対というものではない。

(4) 本研究は、今日の住宅事情を認識して、今後の改善・向上を考えていく上で、国民の基礎教養として必要だと考えた項目を選び出したものであるが、学習の順序をつ

けていこうとするとき、一筋の流れには組み込み難いものもある。

それ故に、本提案は第2章で説明された項目の全てを含むことはしておらず、また内容を部分的に変更して流れにのせているところもある。

(5) 第2章に示したカリキュラムは、その全てを家庭科教育の中で扱うというものではない。社会科や総合学習の中で扱われるものもあることを前提としている。

しかし、本章では、カリキュラムが一連のものとして理解されるために、できるかぎり家庭科のカリキュラムの中に入れられるように組み立てた。その結果、時間数については指定時間数通りはとれないであろうと考えている。

学年全体、全教科的に学習内容のダブリや相互関連性が明らかにされていかないと、本提案のような教科間にまたがる提案は現実には受け入れられ難いだろうとは考えている。ただし、この提案が受け入れられるような学校態勢は展望としてはもっていたいと考えている。

3-2 小学校段階における住環境教育カリキュラム

(1) 学習の時期

現行家庭科では小学校では5年生と6年生に家庭科教育をおこなっているのので、一応それを前提として考える。

ただし、指導計画のたて方はその2年間にわたって教えるのか、どこかにまとめて教えるのかで、大きく違ってくる。現行教科書では、季節を考慮に入れて、夏と冬に学習する(「涼しいすまい」「暖かいすまい」)ようになっているが、本カリキュラムでは、生活と住まいとのかかわりを、もっと全面的におさえたいと考えているので、学習内容を切れ切れに扱うのではなく、2学年の間にひと続きで教え切りたいと考えている。

ということは、他領域(食物、被服、家庭または家族など)についても、細かく切るのではなく、とりまとめた扱いをした方が学習効果があがると考えている。5年にひとまとめ、6年にひとまとめという考え方と、2年間でどこかでひとまとめという考え方ができる。

ここでは、できれば6年生の後半、2学期、3学期あたりひと続きで学習されることを望む。

5年生と6年生に分割すると、学習の動機づけを二度おこなわなければならない、せつかく盛りあがった学習の興味が途切れることになる。

小学校段階に対して、このような提案をおこなうことには疑問をもたれるかもしれないが、中学校段階ではこの考え方がカリキュラム編成で多く使われている。小学校の5年生と6年生を比較してみると、学習能力(認識能力)には相当な差がみられる。できるかぎり広い生活経験と自我に目覚め初めた生活要求をふまえて学習の動機づけをしたいと考えるので、2年間の最後に住居と環

境にかかわる学習をおきたいと考えている。そのことによって、家庭生活を総体として認識することにもなり、家庭科としても、まとめた意味あいをもたせることができプラスになると考える。

(2) ねらい

小学校6年生では家庭責任の負い方は個人差が大きい。それは、親の家庭教育の姿勢によるものである。奈良教育大学の家庭科教材研究の授業での学生たちの研究発表によれば、一方で部屋の整理・整頓から掃除にいたるまで子ども自身がしているかと思えば、一方で机の上の整理にいたるまで親にしてもらっている子どももいる。

家庭生活のあり方を科学的に認識し、それを生活化していける力を求める立場から、このような子どもたち現状の格差を放置するのではなく、どの子も自分の生活空間の主人公になれるように育てたいと考える。

そこで、まず、住まいと環境の現状の認識と、その現状を感性的レベルでどう判断しているかをひき出し、小学生なりの住まいと環境に対する要求の提示にまでもっていききたい。

(3) いろいろな家・いろいろな街

身のまわりに見て知っている住居の形や街の形態をあげさせる。自分たちの住んでいる地域、夏休みに行った田舎、遠足で行った所、テレビで見た街…など。

形の違いは、職業の違いや生活のし方の違いからきていることを気づかせていく。教師の側から結論を与えてしまうのではなく、子どもたち自身が話し合いの中で気づく方向にもってゆく。

この発達段階では、抽象的な話としてだけ出てくるものではわかり難いので、写真、スライド、OHP、模型など視聴覚教材の利用によって、理解をたすける必要がある。

住宅の外形的な違いだけではなく、規模や設備による違い(例えば、農家と鉄筋コンクリートのアパートの比較)などにもふれておく。

(4) 住んでみたい家、住んでみたい街

「住みやすさ」を小学6年生ではどのようにとらえているだろうか、子ども自身が考えている「住みやすさ」を出し合わせて、住宅に必要な条件は何かを考えさせる。

自分の部屋が欲しい。家に陽が当らなくてさむい。おばあちゃんの家は広くて気分が伸び伸びする。お母さんがいつも台所が狭いと言っている。お父さんは疲れて帰ってくるので、くつろいで食事が食べられるようにしてあげたい。妹や弟が家中におもちゃをひろげるので遊び部屋があればいい。おじいちゃんは庭いじりが好きだから、庭がもっと広い方がいい。

学校へ来る途中の道路に自動車が多くて危険だ。お店屋さんが表へせりだしてきて歩きにくい。歩道に電柱がたっていて、そこではいつもベビー・カーをおしている

人が通り難くて困っている。家の前の庭にいつもお花を植えている家があって気持ちがよい。家の近くの川にゴミを捨てる人がいて不潔だ。

などと、自分自身の要求や、家族の人が日頃もっている住宅に対する要求をだしあってみると、住宅規模、設備、間取り、構造、町づくりなどに、子どもの要求がでてくる。それを整理して、健康で、家族がくつろげる住宅の条件に気づかせておく。

この段階で問題になるのは、そのような条件が実現しない社会的背景へまでふみ入れることにはまだ無理があるということである。地域の状況によって、このことへのふみ込みには大差があると考えるが、教師としては、「親の働きが悪い」式の個人責任の方向へ結論を向けないことが大切である。

「どうせ実現しないのなら、住宅に必要な条件など学習しなくてもよい」という考え方もあるが、住宅改善に子どもは子どもなりに目を向けていくことができるようになるためにも、自分自身の要求を意識化してみることに効果は大きいと考える。そのときの改善がささやかなものであっては、生活空間の主人公になれる主体性を育てていく方向線上にたたせることができると考える。

また、以後の生活の中で、住宅や街を見るときに注意深さも当然違ってくるし、以後も発達に応じて変化してくる住要求を自覚し、実現への努力をする方向づけにもなると思う。

(5) 身のまわりの整理・整とん

住みやすさのひとつの条件として、整理・整とんがでてくるだろう。子どもたちの生活の中で、整理・整とんが悪いために困った例は多くあるはずである。

学校に行く時間が来ているのにノートがみつからず、持たないまゝ行かなければならなかった。友だちから借りた本をどこにおいたかわからなくなって、約束の日に返せなかった。おばあちゃんは、いつも「メガネはどこにいったかしら」と探している。お父さんは、「おーいツメ切りはどこへ行ったんだ」と探している。お母さんは、「あら、小麦粉がきれてるわ」と困っている。

などと、日頃の経験を出しあってみると、整理・整とんが悪いことからくる不便さがあることがわかる。それは時間的にも、精神的にもムダをしていることになる。

家族の人が、いつでも、どこにあるかがわかっているような整理・整とんのルールをつくっておかねばならないこと、特に子どもが自分自身の部屋や机をもっている場合は、そこを整理・整とんしておく責任は子ども自身にあることを気づかせ、自分の家ではどんなルールやどんな努力をしていくかを考えさせ、家庭でも話し合わせる。

自分の身のまわりの空間に働きかけて、空間を秩序づける努力をしてみることを通して、快適な住空間づくり

への主体的なかかわりを体験させることができる。

「片づけなさい」というおしつけではなく、片づけによる住みやすさに気づかせたい。

(6) からだと物の寸法

この時期は男女共に、盛んに成長している時期であり子どもによっては1ヶ月に1cmも身長が伸びたりする。そのことから衣類や靴の寸法が合わなくなることは、どの子もすぐに気がつくが、家具や生活空間との不調和の方は気がつきにくいものである。

住みやすさのひとつの条件に、自分のからだに合った寸法というものがあること、ただし、それは1cm狂っても困るというようなものではない、ということに気づかせる。

高さの違う机と椅子に座ってみる。高さの違う階段を歩いてみる。廊下を歩くときと狭い家具の間を歩くときの動きの違いをくらべてみる。大きさの違う食器を持ってみる、長さの違うハシを持ってみる。などと、日常生活行為には全て寸法がかかわっていることに気づかせる。

寸法の調節のできないものもあるが、快適な生活とよい姿勢を保つこと、能率的な作業のためには適正な寸法をつくりだすよう努力する方向を考えさせてゆく。

3-3 中学校段階における住教育カリキュラム

(1) 学習の時期

現行教育体系では中学校は家庭科という独立した教科はなく、「技術・家庭科」となって、男子は主に技術を女子は主に家庭を学んでいる。このような現状は、男女の性別役割分担の固定化を助長するものである。

住居の学習の効果は生活経験の量に比例するところがあり、生活を総体としてとらえることが必要なので1年生よりは2年生か3年生での学習が望ましい。ただ3年生にもつくと、小学校での学習との間に時間が空すぎるので、2年生学習するのが適切かと考えられる。ただし、各学校の学年 当計画によって決められるべきことである。

(2) ねらい

中学三年間における子どもたちの発達は大い。自分自身の要求を主張するだけでなく、他の家族員のもつ要求も理解するようになる。その理解の仕方は、一本道を歩くようにすつと理解するというのではなく、他の家族員（両親や兄弟、弟妹、祖父母など）とぶつかっては突き進んだり、引き下ったりしながら理解していく。そんな中で、相手の人がなぜそう主張するのかも考えていけるようになる。

個人的体験を授業の場で寄せ合うことにより、他の家庭との比較により自分の家庭の生活の特徴をつかむことができる。その特徴を生かした住宅の造形まで考えさせ

ていきたい。その造形は絵を描くことなどと比べて、はるかに多くの技術的な条件に制約されている。住宅や環境はどのような条件をそなえていなければならないのかを理解した上で、住様式や住宅の造形が考えていかせる。

(3) 望ましい住宅や環境の条件

住宅に住む、家族で住む、ある住宅を選んで住む、ある地域を選んで住むということは 臨時的に住むわけではなく、親の職業上か、家族構成の変化か、住宅条件の改善か、社会的要請（立退など）などが無い限りは住み続ける。

使い捨てオムツや使い捨て食器とは違い、住宅は相当長期間にわたり立ち続け、増改築しない限りは形も固定している。そこに入って住む人々の暮らしの方が住宅の形に生活を合わせていかざるを得ない場合もしばしば起ってくる。

住宅を選ぶときに、どんなことを考えておく必要があるのか。

安全性－建て語りなどという環境にかかわる問題から地震・山崩れなど自然災害や火事・どろぼうなど人工災害、急な階段や暖房器などによる家庭内事故など危険があることに気づかせる。

快適性－日照・通風・採光・採暖・換気などの条件に配慮する必要があることや 地域環境とのかかわりも考えさせる。

利便性－住宅内では調理・洗濯・掃除などの家事労働がおこなわれるが、それらの場所が離れ離れになっていると時間がかかる、家事労働が能率的におこなわれることの必要性に気づかせる。水・光・熱源としての水道・電気・ガスの普及がどれほど家事労働を軽減したかということについてもわからせておく。

環境の点検－住宅は孤立して建っているわけではなく、付近の環境に制約されている。自分たちの住んでいる町の環境の良い点、悪い点、特徴などを点検して、環境改善についても要求を出せるように問題意識を育てる。

(4) 住様式と住要求

中学生になると、雑誌などで「あなたの部屋の飾り方」だとか、タレントの室内紹介写真などをみて、部分的には住宅にかかわる興味がひきおこされている。そういうところにみられる。やたらと多い飾りや、中学生に不相应な豪華なベッドやオーディオ・セットが入っている。

そのような商業主義にひきずられず、住生活の現状を理解し、改善の方向を考えるために、住まい方の基本のルールについて学習する必要がある。

今日の住まい方が椅子座と床座の併用であること、戦前は一部の富裕な家庭を除いては椅子座はなかったこと、戦後の家庭の民主化の動きの中で、床の間などの封建的・格式的空間が排され、そこから和室よりも洋室へ、すなわち、床座よりも椅子座へという変化がおこったこと。

それでも、床座は部屋を利用する人数に融通が利くことや、家具が少なくすむこと、転用性があることなどから、残っていること。日本の気候風土・生活習慣から考えても、残されている必然性もあること。最近の傾向は椅子座と床座の折衷的形式もでてきていること。食事を食べる時も、夏はDKの食卓で、冬は居間のコタツでという家も少なくないこと。などを、生徒たちの話し合いからひき出したたり、教師の側から話したりして、椅子座と床座の特徴をつかませ、自分の家庭の生活様式を考えて起居様式を選ぶ必要があることをわからせる。

また、中学生になると住宅に関する最大の要求は、個室が欲しいということである。そこで、人格形成におけるプライバシーの保障の大切さを考えさせ、自分が求めるものは他人にも与えるべきであること、すなわちプライバシーはお互いに保障し合わなければならないこと、そのためには住宅にどのような条件が必要であるかということと、住まい方のルールとしても考えなければならないことがあること気づかせ、その内容を考えさせる。

(5) 生活行為と空間の大きさ

住宅内の各室は生活行為とのつながりから分化してきたものである。家族が集まって食事を食べるための部屋はその家族の人数や所有家具や来客の量などから考えて、どれだけの広さがあればよいのか。またその部屋は食事と調理を一室とするのか、別室だと考えるのか、によっても広さがかわってくる。

自分の家ではどのような生活様式をとり、各室とする生活行為をどう分けているか。小学校で学んだ人間のからだからくる必要寸法と、物の寸法などを考えて、各室の大きさを考えてみる。

このことを通して、要求を空間化する能力を養うことを目的とする。

3-4 高等学校段階における住環境教育カリキュラム

(1) 学習の時期

時期はいつでもよい。高校三年間は、中学三年間ほどの激しい変化はみられないし、家族との人間関係においても一定の葛藤を終えており、家族の生活様式と住宅の型の関係なども、納得して理解できる段階にきている。

(2) ねらい

中学校で住宅問題に対する理解を深めており、それをふまえて、住要求の明確化のうえにたつた実現のための道すじを理解する段階だと考える。住要求実現は、個人的努力と社会的努力の二つの柱がある。個人的努力も経済的蓄積をする努力と住生活を秩序づけるための知識と技能を身につけるという学習面での努力とがある。社会的努力は、住宅という生活の基盤の最低保障は公共的なされなければならないということでもあり、各家庭が勝手に住宅を建てれば町は無秩序にできあがるから、公共

的な計画が必要であるということでもある。

以上の展望を理解していきながら、自分の家族に望ましい住宅の形について考えられる力を養う。

(3) 国民の住要求を実現するための公共的施策

望ましい住宅や環境の条件については、すでに学習しており、その実現を図っていくために必要な手だてが公共的に打たれなければならないことをわからせる、今までにどんな住宅政策や都市計画がおこなわれてきたかを学び、今日の住宅事情をひきくらべてみると、どんな手だてがこれから打たれるべきかを考えてみる。

特に、憲法第25条の生存権保障の考え方は住宅においては、どのような水準の住宅がどのような政策として供給されるべきかということについては、権利を自覚する立場から十分に考えさせる。

従来の住居の学習では、アレコレ学んでも結局は自分の働きで頑張るしかないという結論になったり、知識の切り売りのような学習になったりしていた。単に事実を伝えるだけに終ったり、逆に政策批判だけが先行したりしないように注意しながら、住宅政策や都市計画への検討を加えたい。

ヨーロッパの先進資本主義国の住宅政策・都市政策からは多くを学べるだろうし、住民の立場からの住宅運動や町づくり運動から学ぶことも多くあるだろう。

(4) 住要求を実現するための個人的努力

共同住宅はもちろんのこと、独立住宅であっても居住環境は共有しているので、居住地管理や住宅管理は個人的な問題とはいえない。共同の力を発揮するためには、個々の家庭がしなければならない努力も少なからずある。それをおこなうことによって住宅と居住地をよりよい状態に保全することができることを知る。

また、今日の住宅事情では住宅費負担が家計全体を圧迫しているが、住居費の構成と適正な住居費負担の上限を知ることによって、個人的に努力できる部分と、公共的責任の部分とがあることを理解できると考える。

(5) 家族のあり方と住居

高校生になると、自分の育ってきた家族の人間関係について客観的な評価を下す能力がでてくる。家族個人への努力や、自分自身の努力などについても評価を下し、その中でこれからの方向についても考えていくことができる。

住居は生活の容器であるということの意味を、単に言葉としてではなく、具体的な生活の場面を思い描きながら、住居は生活の容器であることに納得する。それ故、自分たちの家族のあり方と自分の住んでいる住居の関係を通して、あるいは各種の住居の型における住まい方の例を通して、家族の関係と住居の型のかかわりを理解することができる。

そのとき、戦前における家父長制家族制度とその時期

の接客中心の間取りと、戦後の夫婦を軸とする民主々義的家族関係とこの時期のだんらんとプライバシー重視の間取りとを比較してみることを通して、家族のあり方と住居の関係は一層理解されやすい。

また、住宅の共同化は不可逆的なすう勢であり、住宅内部の間取りと家族の人間関係を理解するだけでなく、集住の形態によっても近隣の人間関係に違いがでることも理解しておく必要がある。例えば、同じ鉄筋コンクリートの共同住宅であっても、廊下形式をとると階段形式をとるとでは、つきあいの程度や友人のでき方が違ってくる事実などである。そのような事実を理解した上で、望ましい集住のルールをつくっていく責任が居住者にあることをわからせたい。

(6) 各家庭の生活様式と住居の構成

家族の人間関係の目標は同じようにたてていても、具体的な生活場面では、その家、その家のやり方というものがあがる。例えば、家族のだんらんの時間を大切にしたいと考えている家庭でも、居間に洋風のセット家具に座って紅茶とケーキでくつろぎ会話する家庭もあれば、こたつに入って番茶とあられでくつろぎ、会話する家庭もある。

これは、各家庭が自主的に選びとるべき生活様式である。どちらの生活様式を選びとるかによって、好ましいと判断する住宅の間取りは違ってくる。

高校生としての住居学習の最後に、自分の成育してきた家庭の生活様式や、自分が将来つくっていくであろう家庭の生活様式を考えて、住居の間取りを選びとる判断力をつけたい。それは、各種の住宅の図面を生活のあり方とかかわらせながら読みとることをさせていく中で住居にかかわる総合的な学力として形成されると考える。

高校生で、住宅の設計まで行つてはどうかという意見もあったが、設計には構造的な約束事などもあり、時間を使うわりには学習効果をあげないのではないかと考えた。そこで、異なる生活様式を反映した幾枚かの住宅図面を読みとることで、製作に使うより少ない時間で学習効果をあげることができると考えた。

3-5 まとめ

以上、今日、私たちのまわりで起っている住宅や環境の問題に対して、生活改善の立場から建設的にたちむかえる主体を形成する教育として考えてみた。第2章の提案を一通りの学習の順番をつけて述べてきたが、あくまでもひとつの提案としてみていただきたい。

むすび

今日の子供たちは、将来の意志決定者である、という視点にたつならば、これからの住まいや環境のあり様についての認識力と実践への態度志向を育くむ住環境教育は、きわめて重要な現代的課題である。

住まいや環境をめぐる変動は、この数10年の間に、ドラスチックに進行し、それらに対する人々の価値観は不安定この上ないものとなり、今日住環境に対する人々の主体性の喪失・低下は著しいものがある。人間が生きる上での基本的条件は、住環境を自ら制御しうる主体的態度にあり、そのことによって住環境そのものも生かされるといえる。種々の問題を内包した都市・住宅・環境の質を向上させていく上での重要な接近法として、人々の住まいや環境への無反応をくい止め、住環境形成の仕組みの科学的な認識とその総合的改善への確実な手がかりを自ら把握し行動しうる、住環境への内発的志向性を系統的に高めていくための教育の取りくみが位置づけられる。そうした意義を担う住環境教育は、冒頭にも述べたように、コミュニティー教育、家庭教育、学校教育の場で、あるいは、幼児から老人に至るまでの生涯教育の一環として展開することが必要であるが、本研究では、小中高の公教育における住環境教育のあり方に関する考察をすすめてきた。もとより、意図した課題の大きさからいえば、まだ問題展開の端緒についたところにしすぎない。

そこで、この研究段階が、公教育における住環境教育のカリキュラム・デザインにおいてどのような位置をしめるのか確かめておきたい。住環境教育のカリキュラム開発のモデルを、仮に次のように設定してみよう。

- ① 発想，問題提起
↓
- ② パイロット・スタディ
↓
- ③ フィードバック分析
↓
- ④ 集中的現場実践，評価
↓
- ⑤ 教材の製作
↓
- ⑥ 多方面の現場教師による実践
↓
- ⑦ 授業構成の持続的改善と理論化

こうしたステップを想定してみると、本研究の第1年度が①発想，問題の提起の段階として、住環境教育の必要性の背景，現状の取組み，内外の先進的事例の考察を行った。

今年度は②パイロット・スタディーとして、住環境教育のカリキュラム構想案を作成してみた。それは、「3段

階5領域」の構成をとり、現行各教科の中に、概ね住環境を素材的に横断させる方向で描かれていることは、各章で述べた通りである。

次のステップとして期待したいことは、この提案が教育、住居、建築、都市の領域の各方面で教育・研究・実践しておられる方々からのきたんのない批判・評価をうけることである。それらを検討の素材にした③フィードバック分析により、このカリキュラム構想案がより確かなものにリファインされていくであろう。

さらにその次の段階として想定されることは、それを典型的な教育現場で集中的に実践することにより、授業を通じての評価が下される④のステップである。こうした段階をえてこのカリキュラムを構成する教材の工夫・製作が行われ、各方面での実践を重ねつつ、住環境教育のカリキュラムと授業構成の持続的改善が行われるならば、このテーマは教育の中に定着し、関連諸学の中における理論化も深まっていこう。こうした状況の想定は、いささか空疎な響きをもちかねないが、いづれにせよ、大事なことは、住環境教育の内用は、子供たちの生活する場、環境のタイプによって多様であるが故に、とてもワンパターンの教材構成では無理があり、それぞれの地域状況に応じた内容の工夫が地域から、学校の現場から呼びおこされることであろう。これはそのための1つのパイオニア的試みである。

住環境教育推進上いまひとつ大事なことは、カリキュラムや教材が上から押しつけられるものではなく、1人ひとりの教師自らが、何れの教科の授業をする場合にも、住まいや環境の中に、美しさや真実を見出すことができ、生きた住環境の中から独特の教材を取り出しうるような創意的取りくみがなしうること、そうした教師自らの発意にかかわっているということである。私たちの拙い提案が、その方向に向けてのささやかな一石を投ずることになれば望外の幸せである。

<研究組織>

- 主査 八木沢 壮一(東京電機大学工学部・助教授)
田中 恒子(奈良教育大学教育学部・助教授)
延藤 安弘(京都大学工学部・助手)
岸本 幸臣(大阪教育大学教育学部・助教授)
山崎 古都子(滋賀大学教育学部・助教授)
中野 迪代(岐阜女子大学家政学部・助教授)
吉村 彰(東京電機大学工学部・助手)
曲田 清維(愛媛大学教育学部・助手)